

東京帝国大学における大東亜戦争後半期の外国人留学生受入れ状況
——「外国学生指導委員会」の活動を中心に——

所澤 潤

目次

一、解題

外国人留学生受入れの変化

東京帝大の改革

改革の実際

資料に関して

謝辞

付記

註

二、資料

凡例

資料目次

翻刻資料

一、解題

ここに紹介するのは、昭和十八（一九四三）年から二十（一九四五）年にかけての東京帝国大学の外国人留学生受入れの具体的な展開を示す断片的資料である。

昭和十八年は東京帝大が外国人留学生受入れに関して画期的な改革を行った年であった。本資料は、その改革の実際がどのようなのかを示している。

外国人留学生受入れの変化

当時、日本は大東亜共栄圏確立の国策をとり、大東亜戦争遂行下にあった。大東亜は、ほぼ東アジアと東南アジアを加えあわせた地域を指しており、この政策は、従来日本留学者の少なかった東南アジア諸国・地域からの留学生数を増加させることになった。東アジアの北部に偏っていた日本留学者の出身地の分布は、少なからず変ることになった（外地の台湾、朝鮮からも多数の外地籍学生生徒が

内地に留学していたが、ここでは外国籍の留学生のみを対象とする。

しかし、この時期は、単に人数の増加や出身地域の広域化があったというだけではなく、学校の入学銓衡を含む全体的な受入れシテムに質的変革があったように思われる。その点は今日まで十分に実証的に説明されているとは言い難いが、ここに示す東京帝大の資料は、少なくとも同大学において改革があり、それが実際に展開されたことを示している。同様のことが他の教育機関にどの程度あったのかは今後の研究に待たねばならないが、この時期は、明治中期以来の留学生受入れの歴史の中で、以前とも以後ともかなり異なった時期であったように解題者は感じている。

東京帝大の改革

東京帝大は、昭和十八年に留学生の受入れに関して改革を履行した。改革は、正規の手続きを経たもの、つまり評議会決定後、文部大臣の認可を得たものであり、かつ同大学独自のものであった。

この改革は、既に「東京大学百年史」(以下、百年史と略す)で紹介されている。また、解題者も別稿で、改革を立案した「外国人留学生取扱二関スル調査委員会」(以下、調査委員会と略す)の審議過程の詳細を紹介した。解題者は、その際、外国人留学生のためにだけ導入された制度に、敗戦後の大学制度改革に類似する面があることを指摘した。即ち、専門学校卒業生等への入学資格の開放、大学卒業要件からの高等学校高等科(学習院高等科、第一高等学校特設高等科、東亜学校高等科を含む、以下同様)卒業又はその卒業検定

合格という条件の削除、中間学位に近い大学院研究證明書の付与であり、また東京大学に限られたものとして、従来各学部独自に行ってきた入学銓衡を一元的中央管理に改めたことである。しかし、これまでどころ大学の制度改革として十分に意味づけられているわけではない。

ここでは、留学生受入れという観点から、この時点での改革について捉え直しておきたい。

改革への取り組みの出発点は、大東亜共栄圏確立という政策にそって外国人留学生の受入れ数を増加すべきであるにもかかわらず、従来の制度ではそれが不可能だということにあった。

改革が全学的協議に上ったのは、昭和十七(一九四二)年三月三日の評議会であった。記録に「従来外国人ノ入学志望者ニ対シテハ高校卒業生ヲ収容シキレザル關係上制限セラレタルモ、今日トシテハ進ンデコレ等ヲ指導スベキヲ当然ト考ヘラレ、今少シク自由ニ取扱ヒタシ」という発言が残されている。さらに問題の焦点は、同年五月五日の評議会で、当時の平賀譲総長により「要スルニ高等学校ヲ経テ正式ニ入学シ卒業スル者ハ問題ナキモ右以外ノ者ノ入学及卒業ニ対シ日本人ヨリ多少手心ヲ加エルヤ否ヤノ問題ナリ」とまとめられている。

こうして協議に上った、制度を変えて留学生受入れ数を増やすべきであるという考えは、理念と制度の両面からの改革を促すことになり、さらに留学生受入れ事業の取り組みに積極性という情的なものを付加することになった。

まず、理念的側面からの改革について述べると、それは留學生の教育を国策に対応した大学の責務とする立場をとるようになったことである。

留學生の教育を大学の責務とする考えは、東京帝大総長が文部大臣に提出した文書に公的に打出されている。即ち、改革の際の学部通則中改正の「改正理由」に記された「此等〔大東亜〕共栄圏内外各国ノ指導者タラントスル者ニ対シテ適切ナル教育ヲ附与シシ國文化ノ真相ヲ十分理解セシムルコトハ國策上極メテ重要事ナリトス」という部分である。勿論、この考えは、文部大臣に改正の許可を申請する段階で書類上に便宜的に記されたものではなく、学内の有力な考えを反映したものである。さきに触れた昭和十七年三月三日の出発点となった発言、即ち「今日トシテハ進ンデコレ等〔外国人の入学志望者〕ヲ指導スベキヲ当然ト考ヘラレ」る、という発言が、そもそも新しい大学の責務としての留學生教育を志向するものであった。調査委員会の審議結果である昭和十七年十二月十二日付けの報告書（案）においても、「委員会ノ目的」中に「我國トシテモ、此等共栄圏内各国ノ指導者タラントスル者ニ対シテ適切ナル教育ヲ附与スルコトハ必要事タリ。」「此等〔共栄圏外の諸國からの留學生志願者〕ニ対シ、我國文化ノ真相ヲ十分理解セシムルコトハ國策上極メテ重要事ナリト云フベシ。」という考えが表明されている。

次に制度的側面であるが、①学部通則中の外国學生規定の全面的改正、②外国學生指導委員会（以下指導委員会と略す）の設置、及び③外国學生係の設置の三つが行われた。

制度面からの改革も、従来の東京帝大における留學生受入れを根本的に改めるものを含んでいた。

第一の学部通則中改正は、昭和十八年八月一日より施行とされた。

その内、留學生の入学と卒業に関する変更点は、若干の解釈を加えて次の四点にまとめることができる。これらは、留學生の入学と卒業に関して従来の制度を改め、日本人學生と別個の扱いにするといふものであった。

(ア) 外国の高等学校や国内の専門学校を卒業の入学志願者をも原則として入学銓衡の対象とすることにしたこと。従来は高等学校高等科卒業者を入学させた後、さらに収容可能数に余裕がある場合でなければ、入学銓衡の対象としてこなかった。

(イ) 従来各学部限りで行って来た入学銓衡を二段階に分け、全学共通の機関が行う銓衡に合格した者のみを学部限りで行う銓衡の対象とすることにしたこと。これらは、学部學生としての入学だけでなく、大学院學生、聴講生、研究生としての入学についても同様とした。

(ウ) 高等学校高等科を卒業せずに入学した学部學生に対して、大学卒業要件から高等学校高等科卒業検定合格をなくしたこと。従来は合格しなければ学士試験合格證書を付与しなかった。従来は、日本人の場合に、高等学校高等科を卒業していない者はその卒業検定に合格しなければ入学できなかったことに対応するものであった。

(エ) 大学院に二年以上在学したものに対しては、新しく大学院

研究證明書を附与できるようにしたこと。

第二の指導委員会は、右の学部通則中改正の際に評議会で決定した「覚書」の中で、「東京帝国大学外国学生指導委員会規程」という名の規程が定められた。規程は、最終的には七月十五日から施行となった。⁽¹⁾

同委員会は、総長の監督に属する全学構成委員会であり、その目的は「外国学生ノ指導誘掖ニ資スル」(規程第一条)こととされ、その協議し処理する事項は、入学銓衡に関する事項、訓育指導に関する事項、及び各学部における外国学生指導者の連絡に関する事項とされた。

第三の学生課内に設けられた外国学生係は、指導委員会に関わる事務を担当する組織であった。同係は、調査委員会の報告書(案)において学生課内に設けることが希望されたもので、指導委員会関係の事務、入学銓衡、その他、を行うことが想定されていた。係の設置は、昭和十五(一九四〇)年以来庶務課外事掛と学生課が分担して行ってきたことを、同係に集中したばかりでなく、実質的に強化するものであった。

外国人留学生関係の事務は、昭和十(一九三五)年十月二十六日の庶務課の事務分掌規程改正以来、新設の外事掛が担当してきたが、外国人学部学生に関しては昭和十五年二月十日以降学生課が担当することとなり、⁽²⁾類似の業務が、庶務課と学生課とに分けて取扱われるようになっていた。しかし、「東京帝国大学外国学生指導委員会規程」施行の昭和十八年七月十五日から、庶務課に残されていた大学

院学生と研究生に関する事務も学生課に移され、外国学生係を持つ学生課が外国人留学生の事務の中核となったのである(翻刻資料一)。但し、従来に比べ、入学銓衡や大学主催の行事に直接関わる分だけ、事務的な業務内容は増加したとみられる。なお、庶務課外事掛は存続したが、外国人留学生関係事務は完全に庶務課の手を離れた。⁽³⁾

右の第二、第三の点の改革は、第一の点と同様、調査委員会の審議結果に基くものである。しかし、その淵源は、東京帝国大学大学制度臨時審査委員会の昭和十五年五月二十七日の「外国学生取扱ニ関スル件」の決議「外国学生取扱ニ関シテハ各学部ニ於ケルソノ方針ヲ統一シ、本学内ニ外国学生就学ノ世話ヲ図ル特殊機関ノ設立ヲ希望ス」⁽⁴⁾に遡ることができる。決議の説明には「之(外国学生取扱方法)ノ統一ノ方法トシテハ、各学部ノ教授ヨリ成ル顧問機関、例ヘバ委員会ノ如キヲ設置シ、尙現在ノ庶務課ニ於ケル外事掛ヲ強化スルコトヲ便宜トスベシ」とある。即ち、懸案であった顧問機関が指導委員会となり、同じく外事掛の強化が形を変えて学生課外国学生係となったといえることができる。

以上のような新しい理念と制度の両面は、審議過程で相互に補い合いつつ形成されて決定され、さらに相互に補い合いつつ、改革の実際化を推し進めたといえる。

それは、新しい理念と入学資格の緩和との関係において顕著である。入学資格の緩和については、一部の学部で昭和十八年十月の入学生に実施できなかった(翻刻資料一三)ことからわかるように、

学内に強い反対意見があった。その代表的なものが、正規のルートから受験する日本人学生あるいは外国人留学生に対して公平でない、⁽¹⁸⁾ という意見である。しかしまた、それとは別に、日本人入学希望者を十分な数だけ受入れる余裕すらないのに、外国人を優先的に入学させるわけにはいかない、という明治以来の有力な反対意見もあつた。留学生の教育は大学の責務である、とする新しい理念は、前者に対してもある程度の影響力はあつたと思われるが、論理的に見て、特に後者のような考えに対抗する価値観を内包するものであつた。

理念と制度の両面の改革から成り立った新体制は、留学生教育に対する積極性という新しい傾向を持っていた。勿論、この改革の出発点が、制度を変えて留学生受入れを増加すべきであるという考えにあり、留学生の教育を国策にそつた大学の責務とする、という理念を持った以上、従来に比べて積極的になるのは当然のことであつた。しかも時局の進展に伴う教育・研究環境の悪化を補おうという面からも、当然積極性が生まれていたのである。しかし、留学生集会の開催など、後に次項で述べる留学生への対応ぶりには、それらから要請されていた以上の積極さ、あるいは別の次元の、とでも言うべき積極さが付加されているように解題者には感ぜられる。

そのような積極性は、学内の積極派の意見が指導委員会を通して実現されたためと見ることができよう。

留学生教育を積極的に行うという意見は、反対意見と同様、やはり学内に存在していた。改革を審議中の昭和十七年七月二十八日の評議会でも、入学資格に関して「支障ナシト云フ消極的デハナク、

設備等モ充実ニ努力シテ積極的ニ何%カヲ入レテヤロウト云フ精神、⁽¹⁹⁾ という発言が出されている。ここには、日本人に対する以上の環境を提供したいという意欲を見ることができよう。指導委員会は、入学銓衡から留学生の日常的な訓育指導にいたるまで実質的に大きな権限が与えられ、全学の中核として機能するものであつた。従つて、そのような積極的な意見が、委員を通して、委員会の方で具体化され、学内全体に反映されやすかつたと考えられる。

改革の他大学への影響は明らかでない。しかし、中でも入学・卒業要件の変更は、留学生の大学入学・卒業水準、ひいては日本人をも含めた大学入学・卒業水準を左右すること必至のものであつたと、解題者は判断している。当時、大学の入学条件、資格は各大学が独自に定め、文部大臣の認可を得ることとなつていた。そういう意味では、この改革も文部大臣の許容範囲の中にあり、東京帝大限りのものであつたわけだが、日本の学校制度の頂点にあつた帝国大学の中でも、中心的存在であつた同大学が、外国人留学生に対してであるとはいへ、従来の入学・卒業要件を変更したことは、他大学にとつて看過できないことであつたはずである。それは、日本人の専門学校卒業業者への入学資格の開放の契機を内包してたとさえ言えるのではないだろうか。かつて、東京帝大において昭和八（一九三三）年に大学院を外国人女子に開放したことが、間もなく日本人女子にも拡大されることにつながつた経過は、⁽²⁰⁾ そのようなことを解題者に考えさせる。

この改革は、約二年後の敗戦を契機に、受験資格が、女子を含む

専門学校、軍関係の学校等に開放されるという非常に大きな改革を迎えることになったために、あまり目立たないものとなってしまった。しかし、戦後の入学資格の改革が文部省の通牒などにより、学部通則の改正を経ずに始められたのに対して、昭和十八年の方は、文部省からの要請によらず、また通常の手順をきちんと踏み、学内の判断に基いて学部通則を改正し、進行している。大東亜戦争下という時代を反映しているとはいえ、改革の内容そのものと、その手順を踏んだ過程とに、解題者は改革の重みを感じている。

なお、付け加えておけば、当時の留学生数は今日とは比較にならない程少なかった。翻刻資料一が示すように、昭和十八年当時、学生数は休学者を除いて学部一学年で平均二、五〇〇人程度であったのに対して、留学生数は大学院も含めて全学で二〇〇人に満たなかった。今日のように学部生一学年三、五〇〇人程度の日本人学生に対して、大学院を中心として全学で一、五〇〇人程度の留学生を抱えているのは、著しく状況が異なる。しかし、僅か一〇〇人不足の留学生のためになされたとはいえ、改革は、従来の学校制度における東京帝大の在り方と深い部分で関わる画期的なものであったと解題者は判断している。

改革の実際

百年史の叙述や解題者による調査委員会の資料紹介は、改革の決定までを述べたもので、決定後、実際にどのように展開して行くことになったかについては、ほとんど触れていなかった。それに対し

て、翻刻資料は、制度面の改革がどの程度忠実に進化したか、指導委員会の委員たちがどのような姿勢で取り組んでいたか、また実際にどのような地域出身の、どのような学校の卒業者が入学するようになったかという具体的な事実を示している。

まず、制度面の改革の三つの点を前述に即して見て行こう。

第一に学部通則の入学卒業に関する(ア)から(エ)までの改革の実際については、翻刻資料に次のようなことが示されている。

(ア)の門戸開放は、外国の高校、日本内外の専門学校の卒業者に對してかなりの程度行われた。但し、開放は、法学部では昭和十八年十月は保留になったらしいほか、翌十九(一九四四)年十月の際に開放したのかどうかも確認できない。(イ)の全学的な第一次銓衡を経てから、各学部で第二次銓衡を行う方式は、高等学校高等科卒業(又は卒業見込み)を経ないで出願する者に対して、昭和十八年十月と昭和十九年十月入学の際に実施された。昭和二十年四月入学の場合は、入学志望者が少なくとも農学部に一名おり、しかも同人は、前年十月の第一次銓衡に合格していたため、それをもって合格とみなした。第二次銓衡の水準は翻刻資料からは明瞭ではないが、学部によっては水準を日本人学生と別個にした場合もあったのではないかと思われる。(ウ)の新しい卒業要件については、その適用の記録は現れないが、翻刻資料は、昭和十九年九月に文学部教育学科を卒業して大学院に進学したイタリア人がいたことを示している。また(エ)の大学院研究證明書の発行に関しては記録が全く現れない。

第二の指導委員会については、この時期、確かに大学の外国人留

学生への対応の中核となっていた。入学銓衡に関しては、方法を決定し、第一次入学銓衡委員会という下位の委員会の銓衡結果を受けて、それを承認し、評議会に報告する位置にあった。また、外国人留學生のための特別講演、集会、見学などの行事を実施し、興亜研究会を設置運営し、外国人留學生の名簿を作成している。その他、時局に関する問題についても取り組んでおり、満洲国政府による学徒動員問題、学徒動員中の外国人留學生指導方法の決定、大東亜省等に対して留學生来日を見合わせるよう要望する提案、外国人留學生の反満抗日運動への対応などが、記録に現れている。

第三に学生課中の外国学生係の設置については、同様の業務が昭和十八年七月十五日より始められた。これは指導委員会規程と対応している。また、その組織に関しては昭和二十年四月一日現在の事務分担を見ることが出来る。

次に委員たちの姿勢に目を転じてみよう。記録には、留學生教育に対する委員の積極性が感じられる部分があるほか、現実的な問題に対処する識見のようなものも見ることが出来る。そしてそれは、委員の個人的な資質に負っている部分が大きいように思われる。

積極性は、右に述べた委員会の活動内容によく現れている。また、それは、昭和十九年五月三日の委員会で、外国人留學生来日を見合わせる件について話が進められている際の「戦争のため非常に環境が悪いので日本に」来ナイ方ガ良イガ日本ニ来タ以上ハ必ず東大ニ入レテ世話シテヤリタイ。」という発言からも感ぜられる。なお、この発言の背後には、留學生教育においては東京帝大が他の教育機

関に比してよい状態にあるという自負があったことも確かであろう。

また、識見については、やはり同じ昭和十九年五月三日の委員会の審議の記録中に読み取ることが出来る。外国人留學生の集会の運営については、「集会ノ場合ハ日本語ヲ使用スルニ限ルト云フ原則ヲ立テテオク必要ガアル」、「学部別小集会ニ他学部ノ学生デモ希望者ガアレバ参加スルコトヲ妨ゲナイ」、「集会ノ際ニ日本人学生ノ適当ナ者ハ中ニ入レルコトソノ方法ハ学生課ノ方デ学生ノ人数ト学部トヲ定メテ各学部ノ委員ヨリ人選スルコトトシタラ良イト思フ」という意見が出され承認されている。その他、「永続的ナ日本人ノ学友ヲ作ツテヤルコトモ効果ガ多イノデハナイカ。ピクニツク等モヨイデハナイカ」などの意見があり、事業実施に当って適宜に考慮することに決定している。これらは今日でも、外国人留學生受入れ状況を考えると、通用しそうな提案であり、委員の中に現状をよく把握している者があつたことを物語っている。なお、日本語の専用の発言は、その含意は示されていないが、各国留學生同士の間で日本語が日本語しかなかったことが一つの理由であつたことは確かであろう。

最後に留學生の出身地と出身校に移ろう。

出身地には、タイ、仏領インドシナ、インドなどが現れているが、それが新しい銓衡とどれだけ関わるものであつたか確認できない。なお、入学者数については、百年史に掲げられている統計資料と、矛盾するような事実も見受けられる。例えば、百年史通史二の七六〇頁以下の諸表中の数字によれば、昭和二十年の外国人留學生入学者数が〇名であるが、翻刻資料は入学許可者が少なくとも一名あつ

たことを示している。本資料では入学許可決定とあるのみなので、実際に入学しなかった可能性もないわけではないが、四月一日付けの入学を許可したのが五月中旬であるので、恐らく調査時点の関係で統計から洩れたのであろう。同じく満洲国籍の本科入学生の数が、昭和七（一九四二）年から二十年の間に通算二名しかない点も、翻刻資料と明らかに矛盾しているが、これは典拠とした資料の不正確さか誤写によるものである。

学部本科入学者の出身校に関しては、明らかに新しい銓衡基準の影響が見られる。昭和十八年十月の入学者には、東京高等農林学校、東京商科大学附属専門部出身者が、また、昭和十九年入学者に早稲田大学専門部、日本大学政治科専攻班出身者が見られる。従来なら、高等学校高等科卒業者だけでは入学予定人員に満たないという偶然があった場合に限り、なおかつ原則として高等学校高等科卒業検定に合格した上でしか、入学銓衡の対象とならなかつた学校の卒業者である。

資料に関して

ここに翻刻した資料は、主に内田祥三資料に含まれているものである。同資料は、当時の総長内田祥三が総長退任後も個人的に保管していたもので、百年史編纂の際に編集室に寄託され、東京大学史料室に保管されている。これらは、東京帝大のこの時期を扱った殆ど唯一の著作である百年史通史二において利用されておらず、この紹介は、百年史の空白部分を埋めるものである。

学内保存文書によらず、内田資料に基いて紹介したのは、その多くが、今のところ学内保存文書中に全く存在が確認できないためである。昭和十八年から二十年にかけての留学生受入れについては、内田資料によらなければ殆ど知りようがない。

所在の確認できる留学生関係の学内保存文書は、庶務課が所管していた分、即ち、昭和十五年二月九日以前の学部学生と、昭和十八年七月十四日以前の大学院学生・研究生とに係る分、さらに庶務課が委員会事務を担当した調査委員会関係の文書である。指導委員会関係の文書の一部も、委員会発足以前の庶務課管轄の時期のものは、『留学生関係書類』の簿冊などに残されている（翻刻資料二、三、一参照）。学生部（学生課の後身）関係の文書の多くが大学紛争により破壊され、失われているので、同部の管轄となっていたはずの同委員会の記録の原議も現存していない可能性が高い。

資料が断片的であるにも拘らずここに翻刻した理由の一つに、資料的な価値の高さにも拘らず、今後学内で公的な資料が見つかる可能性が低いという判断がある。なお、委員会記事要旨に関しては、原議文書が破壊されていたとしても、各委員に配付された印刷資料が残存している可能性はあるので、今後新たに残存文書が発見できれば改めて翻刻するつもりである。

翻刻資料は、指導委員会に関して解題者が見出した全ての資料の内、既に解題者が別稿で紹介したものを除いたものが中心となっている（但し、指導委員会の規程と学部通則中改正部分は加えたが）。即ち、ここでは、内田資料中の資料のみでなく、ごく僅かであるが、

学内保存文書である庶務部所管の簿冊『文部往復』、同『留学生関係書類』、同『諸向学内関係』中からも、若干の見出し得た関係文書を翻刻した。さらに、当時の状況を統計的に示すものとして、従来紹介されていなかった当時の統計資料『東京帝国大学概況書』から、在学人数、留学生数、休学者数の統計を翻刻した。その他、百年史の部局史から当時の留学生受入れに関する記述を転載し、資料を補完することとした。なお、当時文部省は毎年、各大学の在学人数に関する統計を調査し、留学生数の報告も提出させており、東京帝大から提出した控えも現存しているが、ここでは翻刻しなかった。

資料の排列は、時系列に従ったが、それによって、二年間の展開がかなり明確に示されたのではないかと考えている。

謝辞

本資料の探索にあたって多大の便宜をはかって下さった東京大学史料室室員の鈴木敏行事務官（庶務部庶務課広報掛）に、誌上を借りて厚くお礼申し上げる。付記 本研究は、平成三年度科学研究費補助金（総合研究A）を受けた「留学システムに関する国際・比較教育学的研究」送り出しと受け入れの制度構造の分析——（研究代表者松崎巖（東京大学教育学部教授・留学生センター長）の成果の一部である。

註

- (1) 本稿では、日本政府が公的に用いていた名称であること、及び戦争の地域が太平洋地域に限定されていなかったことから、この名称を用いる。
- (2) 高橋彰「第二次大戦下のフィリピンと南方特別留学生」レオカデオ・

東京帝国大学における大東亜戦争後半期の外国人留学生受入れ状況

- デアシス著・高橋彰編訳『南方特別留学生トウキョウ日記——フィリピン人のみた戦時下の日本』一九八二年、秀英書房、二六三―二六五頁
- (3) 東京大学百年史編集委員会（編）『東京大学百年史』（以下百年史と略す）通史二、昭和六十年、東京大学、七六〇―七六一、七六七―七七一頁
- (4) 所澤潤『外国人留学生取扱二関スル調査委員会（昭和十七年（一九四二年・東京帝国大学）の記録』『東京大学史紀要』第九号、一九九一年、東京大学史料室、九五―一六二頁

- (5) 所澤、前掲（4）、一〇八頁
 - (6) 所澤、前掲（4）、一〇九頁
 - (7) 所澤、前掲（4）、一六〇頁
 - (8) 所澤、前掲（4）、一四七―一四八頁
 - (9) 『諸規則制定関係（昭和十八年）、及び前掲（4）、九七、一六一頁
 - (10) 所澤、前掲（4）、九六―一〇〇頁
 - (11) 所澤、前掲（4）、一五七―一六一頁
 - (12) 所澤、前掲（4）、一五二―一五三頁
 - (13) 百年史、部局史四、昭和六十二年、一〇五六―一〇五七頁
 - (14) 『留学生関係書類（自昭和十五年一月至昭和十八年七月、庶務課、東京大学史料室保管）中に、この点を示す次のような文書がある。なお、起案に関する事項の整理番号のつけ方は凡例を参照のこと。*は鉛筆記入。
- ① 文書番号空欄、② 決裁二月十日、③ 校合④〔中村〕、④ 発送二月十日④〔中村〕、⑤ 完結日空欄、⑥ 取扱者空欄、⑦ 起案昭和十五年二月八日、⑧ 庶務課長⑩〔横山〕、事務官〔印なし〕、外事掛長⑩〔橋爪〕、下部に⑩〔亀山〕

案

年 月 日
各学部長宛
庶務課長

〔本学等〕 外国学生事務取扱二関スル件

首題ノ件ニ関シ從來当課外事掛ニ於テ担当致シ居候右事務ハ此後学生課ニテ取扱フ事ト相成候ニ付御了知相成度依命此段及通牒候

二一案

年 月 日

會計課長宛

庶務課長

中華民國及滿洲国留学生学資補給並訓育費ニ関スル件

首題ノ件ニ関シ從來当課外事掛ニ於テ担当致シ居候此後学生課ニテ取扱フ事ト相成候ニ付御了知相成度依命此段及通牒候

(15) 百年史、部局史四、一〇七六頁の第二函は、昭和二十八年十月一日の事務組織を示しているが、なお庶務課外事掛は存続している。

(16) 百年史、資料二、昭和六十年、四三頁

(17) 同右

(18) 昭和十八年の改革のための審議に出されている公平でないという意見の主なもの、①高等学校高等科卒業の外国人留学生で、通常の入試に不合格の者又は出願しなかった者が別枠入試の機会を与えられることは日本人に対して公平でない(昭和十七年七月二十八日評議会における横田法学部評議員の発言、及び昭和十七年九月十五日第九回調査委員会での再審議決定事項「所澤、前掲(4)、一二七頁、一二八頁」)、②しかし、外国人留学生同士でも高等学校高等科卒業者と専門学校等卒業者とを同等に扱うのは公平でない(昭和十七年五月五日及び昭和十八年五月十一日の評議会における三浦農学部長の発言、昭和十七年七月二十八日評議会における井口第二工学部評議員の発言、昭和十七年九月十五日第九回調査委員会での再審議となる学士の要件としての高等学校高等科卒業検定の問題「所澤、前掲(4)、一〇九頁、一五四頁、一二七頁、一二八頁」)、の二つである。専門学校卒業者に受験資格を開放することが日本人学生に対して公平でないという議論は、この時の改革の際には見られない。

(19) 明治三十九年十月三十日の評議会で、清国人留学生に一定枠を設けて受

入れてほしいという清国政府の要望を「本邦ノ入学志望者モ満足ニ収容スヘカラサル現今ノ状態ナルヲ以テ清国人ニ特約スルハ不可ナリ」という理由で否決している(百年史、通史二、一五三頁)。また、昭和十七年五月五日評議会において「内地ノ学生ヲ教育スル上ニ於テモ設備不十分ナルニ其ノ上外国人学生ヲ収容スルコトトセバソノ影響スルトコロ大キク、又相當設備ノ充実ヲ図ラザレバ事実上困難ナリトノ議アリ(理)学部トシテノ意見ハ決定セズ到底纏マラザルモノト考フ。」という意見が述べられている(所澤、前掲(4)、一〇九頁)。

(20) 所澤、前掲(4)、一二七頁

(21) 所澤潤「東京大学における昭和二十年(一九四五年)以前の女子入学に

関する史料」『東京大学史紀要』第九号、一九九一年、東京大学史料室、六一―九四頁

六一―九四頁

(22) 百年史、通史二、九九五―一〇〇二頁

(23) 所澤、前掲(4)、一〇九頁(関連資料一―三)

(24) 『学内広報』八九四号(一九九一年六月一〇日、東京大学広報委員会)によれば、平成三年五月一日現在、学部学生数(外国人を含む)は、前期課程に七、五四一名、後期課程に七、八九〇名であり、大学院学生数は、六〇四八名である。また、八九七号(一九九一年七月一五日)によれば、平成三年五月一日現在、東京大学の外国人留学生数(研究生を含む)は、学部段階に六二名、大学院段階に一、三九四名、研究所等に二七名の合計一、四八三名である。

(25) 百年史、通史一、七六〇―七六一頁

(26) 百年史、通史一、七六一頁

(27) 『留学生関係書類』(自昭和十五年一月至昭和十八年七月、庶務課、東京大学史料室保管)

(28) 所澤、前掲(4)

二、資料

凡例

1. 資料の収録にあたっては、できる限り資料の原型をとどめるように留意したが、以下に従い改めた点がある。なお、一部の資料では以下の他にさらに特別の配慮をした場合があるが、それらについては各資料の前記の下に記した。
2. 資料番号の下に記した標題は、資料の内容を勘案して翻刻者が適宜附したものである。
3. 標題の次に下下に掲げたのは、(1)資料の性格、(2)印刷形態、(3)用紙、(4)その他の事項である。(1)～(3)で明示した区分は概ね次の通り。
 - (1)公文書、私文書、メモ、記事要旨、名簿、冊子、会議用配付資料、一覧表など。さらに抜萃かどうかなど。
 - (2)鉛筆書きかペン書きかタイプ打ちか、筆記物か孔版印刷物か、孔版タイプ印刷か孔版手書き印刷か、ペン書きのインキの色は黒かブルーブラックか赤か、孔版印刷のインキは黒か青か、など。
 - (3)ざら紙か否か、半透明の紙か否か(半透明のみ明記)、野紙か否か、袋綴じか否か、また紙の大小など。野線の色は、茶系統(赤茶色、茶色等)と黄系統(黄緑がかった黄土色)が用いられているが、正確に色の名を同定できないので、茶系統色、黄系統色として示した。なお、孔版タイプ印刷、またはタイプとした文書の場合、特殊な文字の印刷や、印刷修正のために手書き文字が入っていることが多い。また、手書きの文書の場合、文書番号や部局名などには印が利用されている場合が多い。これらの点については明示しなかった。
4. ◇の下に資料の出典として簿冊名等を記した。
5. 資料中の*は、翻刻者が註記するために加えたものである。註記は各資料の末尾、又は区切りのよいところに掲げた。

東京帝国大学における大東亞戦戦後半期の外国人留学生受入れ状況

6. 漢字は原意を損わない限り、人名も含め常用漢字体のあるものは常用漢字体に改めた。名簿中の文字は、学生からの申告通りに書かれているのか、地名に誤字や通常使われない略字が見られる。略字は修正したが、誤字は原則として解題者の気付いた範囲で、その旨を註記した。その他、人名については、「日本」を組合わせたと思われる「果」を作字した。また同様に「珣」、「舜」、「勢」を作字したが、特に第二の文字は原資料の印刷が悪く、別の文字の可能性も否定できない。
7. 印刷不良で判読できない箇所は、一字当り一個の□で示した。
8. 原文書中の各頁、各丁に記されている頁、丁の数字は省略した。
9. 註記においては、冊子、簿冊等の名称は「」で囲み、文書等の標題は「」で囲った。
10. 原文の割付けと文字の大小には職人芸というべき配慮がなされているが、翻刻には活かされていない。文字の大小は、資料二三の標題、及び原文のタイプ文字に用いられている半角漢数字を翻刻に活かした。図表のタイプ文字の場合、スペースの関係で文字の形状を扁平にした場合があるが、漢数字の全角、半角は使い分けた。読点(、)は、原文では一字分をとらず文字と文字の間に埋め込まれている場合が多いが、原則として一字分として翻刻した。但し、漢数字と組合わせて使われている場合には、半角の読点とした場合もある。そのほか印刷スペースの関係で手書き文字を半角にした場合もある。
11. 原文書にはところどころ空行が挿入されているが、二行以上の空行はすべて一行の空行として翻刻した。
12. 各資料には、多くの修正が加えられているが、その殆どは印刷不良箇所や誤植・誤記の修正、活字の存在しない文字の補記である。それらについては原則として修正後のものを掲げた。但し、特に意思決定過程を示していると思われる物や、資料受領者によるメモ、また資料により修正が不統一のものについては、修正箇所を明示した。

13. 文書に挿入された部分を示すために「」、「」を用いた。その区別は次の通り。傍註した場合と行中に挿入した場合とがある。

「」… 解題者が補って書加えた部分、解題者による簡単な註記、あるいは誤記訂正。原文中の通常とは異なる用字には「ママ」、判読に疑問が残る場合には「カ」と傍註した。

「」… 印刷済の原資料中、起案文書、手紙文中に鉛筆やペン書きで別途に書込まれた部分。訂正の場合は原則として行間に掲げ、挿入の場合は文中に挿入した。

14. 表が数頁に跨がっているの部分については、表を繋げず、簿冊の袋綴じ折返しのための中央余白と、綴じ代の部分を明記した。

15. 註において原文のまま掲げたところは、「」で括るか、改行して示した。原文中の改行に割り付けが考慮されていると看做せるものを、註の文中に「」で括って示した場合は、その部分に「」を挿入した。

16. 公印は⊙とし、私印は⊙とした。私印の下にある「」は、印中の文字である。⊙の代りに「了」の字が押印されている場合「了」とした。

17. 起案文書に関しては、起案書式が野紙に印刷されているので、文書番号、日付、印等の定型部分については、次のように番号をふって整理して示した。①文書番号又は達番号、②決裁日、③校合者、④発送日と担当者、⑤完結日、⑥取扱者、⑦起案日、⑧印（課が分れるところ）で／を入れた、⑨その他。

18. 東京帝国大学本部事務局が、外部、あるいは学内内部局から受領した文書については、到達後に受領者側で押印し、あるいは註記した部分がある。また受領公文書の場合、発信者（作成者）側で加えた押印・割印がある。それらは、各資料の末尾に一括し、前者を▽の下に、後者を△の下に掲げた。註記は表現の決まった印を押し、その一部に日付、番号等を書き込んである場合が多いが、註記を翻刻する際には原則として印と手書きの区別はしなかった。

19. 受領文書には、受領の日付、文書番号等のついた丸い印が押されている。翻刻した受付け課名は印に書かれている文字である。「受付」という文字の入った印は受付印とし、その文字の入っていない印は日付印とした。印中の文書番号と日付については、アラビア数字が使われている場合、翻刻では漢数字に改めた。日付は略して書かれているので「年」「月」「日」の文字を補った。

20. 受領文書に押される⊙は、概ね組織の構造に従って下位から上位の順に押されていく。しかし、⊙を示す場合は、上位の者から先に掲げた。ここでの翻刻中には、二つの課が同位で並列に並ぶ場合があるが、その場合原文書の右側にある課から先に掲げ、課の変るところで／を入れた。21. 典拠として度々あがる『東京帝国大学一覽（昭和十七年度）』は、昭和十八年九月二十日、東京帝国大学発行である。

22. 原文で新しい段落の始まりが一字下げとなっていない場合、翻刻で改段部分が行末に来た場合には、行末に記号◀を付した。

資料目次

資料一 学生生徒数（外国人学生生徒数、休学者数を含む）

昭和十八年五月一日、又は六月三十日現在

資料二 経済学部長より総長宛外国学生指導委員会委員の推薦の通知

昭和十八年六月三日付け

資料三 経済学部における外国学生の取扱いに関する決定の届け

昭和十八年六月十一日付け

資料四 「学部通則」昭和十八年六月一日付け改正部分

昭和十八年七月五日発送

資料五 評議会（学部通則中外国学生に関する改正認可報告）（議事メモ抜萃）

昭和十八年七月六日開会

資料六、学部長会議（外国学生入学取扱に關して） 昭和十八年七月六日開会

ア 議事メモ抜萃

イ 関連資料

資料七、東京帝国大学外国学生指導委員会規程

昭和十八年七月十五日より施行

資料八、外国学生指導委員会名簿

資料九、第一回外国学生指導委員会（入学銓衡及び授業料に關して）

昭和十八年七月十九日開会

ア a 議題

ア b 議題

イ 記事要旨

資料一〇、外国学生第一次銓衡実施に關する案

資料一一、外国人大学院学生及び研究生事務取扱は

昭和十八年七月十五日以降学生課へ

昭和十八年七月二十三日決裁

資料一二、学部長會議（外国人学生入学に關して）

昭和十八年七月二十七日開会

ア 議題メモ抜萃

イ 議事メモ抜萃

資料一三、「外国学生入学志願者心得」（昭和十八年十月入学）

昭和十八年八月付け

資料一四、評議會（外国学生入学銓衡の経過報告）

昭和十八年九月七日開会

ア 記事要旨（抜萃）

資料一五、入学者（法学部）

昭和十八年十月一日付け

資料一六、女子留学生、文学部大学院に学生として入学許可

資料一七、評議會（特別研究生制度と留学生）（記事要旨抜萃）

昭和十八年十一月九日開会

参考資料（現行規定）

資料一八、評議會（大学院学生入学許可）（記事要旨抜萃）

昭和十九年三月二十八日開会

補足資料（大学院入学と評議會の議決）

昭和十八年十一月三十日評議會

資料一九、学部長會議（外国学生と勤労働員）（議事メモ抜萃）

昭和十九年四月十八日開会

資料二〇、第五回外国学生指導委員会（入学第一次銓衡、興亜研究会、学生徒動員に伴う外国学生処置、外国学生に対する特別講演）

昭和十九年四月十九日開会

ア 開催案内

イ 記事

資料二一、東京帝国大学興亜研究会名簿

資料二二、外国学生に対する特別講義（行事案）

昭和十九年四月十九日付け

資料二三、我妻栄より内田祥三宛書信

資料二四、学生徒動員二際シ外国人留日学徒ノ取扱ニ關スル件（通牒）

昭和十九年四月二十四日付け

資料二五、学生生徒数（外国人学生生徒数、休学者数を含む）

昭和十九年五月一日、又は八月一日現在

資料二六、第六回外国学生指導委員会（学生徒動員中の外国学生指導方法、外国学生に対する見学・講演等、興亜研究会運営）

昭和十九年五月三日開会

資料二七、外国学生名簿

資料二八、学生徒動員ニヨル勤勞作業中ニ於ケル外国学生取扱方（に關する答申）

昭和十九年五月二十日現在

昭和十九年六月一日付け

昭和十九年六月一日付け

資料二九 外国学生指導具体案(答申別紙)

資料三〇 学部長会議(外国学生入学銓衡に関して) 昭和十九年六月六日開会

資料三一 第一回外国学生大集会パンフレット 昭和十九年六月二十一日開催

資料三二 学部長会議(外国学生の取扱いに關して)(通知文書上メモ抜萃)

資料三三 評議會(勸労働員に伴う外国学生の取扱いに關して) 昭和十九年七月四日開会

昭和十九年七月十一日開会

ア 記事要旨(抜萃)

イ 議題用紙上メモ抜萃

資料三四 昭和十九年十月特別銓衡によって入学させ得る外国学生の収容可能数 昭和十九年七月現在

資料三五 中華民國人三名、法学部大学院入学許可 昭和十九年九月

資料三六 入学許可者 昭和十九年十月

ア 法学部

イ 理学部

ウ 農学部

エ 経済学部

オ 文学部

資料三七 学部長会議(外国学生の反滿抗日運動に關して) 昭和十九年十一月七日開会

ア 通知文書上メモ抜萃

イ 議事メモ抜萃

資料三八 昭和十九年十月入学外国学生表 昭和十九年十一月八日現在

資料三九 学生課事務分担 昭和二十年四月一日現在

資料四〇 入学許可者關係(農学部) 昭和二十年四月一日付け

ア 第一次銓衡試験合格証明書捺印依頼(控え) 昭和二十年四月十九日付け

イ 第一次外国学生入学銓衡試験合格証明書(控え) 昭和二十年四月十九日付け

ウ 第一次銓衡試験を前年九月施行の試験で代行させる事に関する依頼(控え) 昭和二十年四月十九日付け

エ 四月一日付けを以て入学許可決定の報告 昭和二十年五月十五日付け

資料四一 法学部における外国人学生の授業 昭和二十年五月

資料四二 評議會(学生休学)(記事要旨抜萃) 昭和二十年五月二十九日開会

資料四三 評議會(大学院学生休学)(記事要旨抜萃) 昭和二十年六月二十六日開会

資料四四 学生生徒数(外国人学生生徒数、休学者数を含む) 昭和二十年九月一日、又は十一月十五日現在

翻刻資料

資料一 学生生徒数(外国人学生生徒数、休学者数を含む) 昭和十八年五月一日、又は六月三十日現在

↑(1)冊子から抜萃。(2)黒インキ孔版タイプ印刷。(3)B4判ざら紙を袋綴じ、合計二頁(半截一頁を含む)、他に目次二頁、表紙及び裏表紙。(4)冊子の表紙中央右下部に「昭和十八年七月調製」とあり、表紙右上部に「[嚴秘]」の朱角印が押されている。この冊子は七月五日(月)岡部文部大臣視察の際に準備された。

◇内田祥三資料11-1所収の冊子『東京帝国大学概況書』から、「四、学生、生徒二関スル調(一〇一―一五頁)」の「1、学生、生徒数(一〇頁)及び付表(附)外国人学生、生徒数(一一―一二頁)」と「(附)学生、生徒休学状況(一三―一四頁)」の部分を抜萃

四学生、生徒ニ関スル調
1. 学生生徒数

(昭和一八五二現在)

学部	大学院		本科	生徒	選科生	聴講生	研究生	計
	院	生						
文学部	二九	二九	二九	二九	三	三	三	二二〇
法学部	三〇	三〇	三〇	三〇	一五	一五	一五	七四二
医学部	四〇	四〇	四〇	四〇	二	二	二	一四九
第一工学部	一五	一五	一五	一五	一	一	一	一三二
文学部	二八	二八	二八	二八	二	二	二	四九五
理学部	二八	二八	二八	二八	一	一	一	六五八
農学部	一〇	一〇	一〇	一〇	四	四	四	一三三
経済学部	二七	二七	二七	二七	二	二	二	一五八
第二工学部	二七	二七	二七	二七	二	二	二	八四七
臨時附属医学専門部	二七	二七	二七	二七	二	二	二	二二七
計	三三三	三三三	三三三	三三三	二二七	二二七	二二七	八八七六

(袋綴じ折返し部分)

(附) 外国人学生生徒数

(昭和一八五二現在)

学部	大学院		本科	選科生	聴講生	研究生	計
	院	生					
文学部	一	一	一	一	一	一	一
法学部	一	一	一	一	一	一	一
医学部	一	一	一	一	一	一	一
第一工学部	一	一	一	一	一	一	一
文学部	一	一	一	一	一	一	一
理学部	一	一	一	一	一	一	一
農学部	一	一	一	一	一	一	一
経済学部	一	一	一	一	一	一	一
第二工学部	一	一	一	一	一	一	一
臨時附属医学専門部	一	一	一	一	一	一	一
計	一	一	一	一	一	一	一

東京帝国大学における大東亞戦争後半期の外国人留学生受入れ状況

学部	中	満	計
医学部	二	二	四
第一工学部	三	三	六
文学部	二	二	四
理学部	一	一	二
農学部	一	一	二
経済学部	一	一	二
計	一三	一三	二六

(改丁綴じ代部分)

学部	中	満	計
医学部	二	二	四
第一工学部	三	三	六
文学部	二	二	四
理学部	一	一	二
農学部	一	一	二
経済学部	一	一	二
計	一三	一三	二六

(袋綴折返し部分)

備考 満ハ満洲国、中ハ中華民國、アフガハアフガニスタン、独ハ独逸、伊ハ伊國、泰ハ泰國、伯ハ伯國、米ハ米國、安ハ安南、白露ハ白系露西亞ヲ示ス

(附) 学生、生徒休学状況

(昭和一八六三〇現在)

部局別	学生	大学院学生	生徒	計	備考
法学部	一九六 (病三入 召一七 入四七)	三八 (召一 入二)	一人	一九九人	本表中 病八病氣休学 召八応召休学 入八入営休学 トス
医学部	二七 (病二入 召一五 入一五)	五 (召五)	一(病一)	三三	
第一工学部	五 (病二入 召一五 入一五)	二 (召一 入〇)		七	
文学部	一五 (病二入 召一七 入二五)	四 (召八 入〇)		二〇	
理学部	二五 (病二入 召一五 入二五)	三 (召三 入七)		五五	
農学部	五 (病二入 召一〇 入一〇)	六 (召三 入三)		六一	
経済学部	六九 (病二入 召一五 入二六)	二 (召一 入一)		七	
第二工学部	三〇 (病二入 召一五 入二五)			三〇	
計	六〇五 (病四二入 召一六 入一三)	一一五 (召五三 入六二)	六 (病三 入三)	七二七	

[改丁綴じ代部分]

医専					
計	六〇五 (病四二入 召一六 入一三)	一一五 (召五三 入六二)	六 (病三 入三)	七二七	

* この表の右上部に「厳秘」の朱角印あり
 ** 表中の合計が合わない。集計しても正しい値が確認できない。

*** 同右。

資料二：経済学部長より総長宛外国学生指導委員会委員の推薦の通知

昭和十八年六月三日付け

↑(1)私文書形態だが公文書として機能している。(2)ブルーブラック・インキのペンによる手書き文書。(3)茶系統色で印刷されたB5判二行縦紙一頁。右脇下部に「東京帝国大学経済学部」と縦書きで印刷あり。

◇「留学生関係書類」(自昭和十五年一月至昭和十八年七月、庶務部庶務課公文書綴り、東京大学史史料室保管)

拝啓今般当大学に設置せらるべき外国学生指導委員会へ当学部よりは教授橋爪明男を御推薦申上候

敬具

十八年六月三日

経済学部長 森荘三郎

内田 総長 殿

二伸、本学部に於ては取敢ず指導者として橋爪教授のみを之に充て、追て必要に応じ指導者を増員する豫定に有之候

▼右上部から下に向かって「供閱／総長④(内田)／庶務課長④(石井)、事務官

④(伊藤) (伊藤の④の右脇に鉛筆で「外事」とある)／学生課長④(大室)「

▼右下部に④(橋爪)、④(吉野)

▼右下部に庶務課日付印(昭和十八年六月三日付け)

▼右下部に学生課受付印(昭和十八年、月日及び番号は製本のため読み取れない)

資料三、経済学部における外国学生の取扱いに関する決定の届付

昭和十八年六月十一日付け

↑(1)公文書。(2)タイプ打ち文書。(3)B4判見開き茶系統色困い付半透明用紙を
袋綴じにしてB5判二頁。右脇下に「東京帝国大学」と縦書きで印刷あり。

◇「留学生関係書類」(自昭和十五年一月至昭和十八年七月、庶務部庶務課公文
書綴り、東京大学史料室保管)

外国学生に関する件

今般当学部にては外国学生の取扱に關し左記の通り決定致候間此段及御届候
也

昭和十八年六月十一日

東京帝国大学経済学部長 森 莊三郎

東京帝国大学総長 内 田 祥 三 殿

記

(一)学部学生(イ)収容豫定人員ハ毎年新二約七名トシ定員外トシテ入学ヲ許可ス

(ロ)入学選抜試験ハ日本人学生ノ入学試験ト別個ニ行フ

(二)大学院学生

(イ)収容豫定人員ハ之ヲ定メズ 本学部ニ於ケル教授ノ指導能力ニ

応ジソノ都度決定ス

(ロ)入学選抜試験ハ総合的学力判定ニ必要ナル二三ノ科目ニ行フ

(三)聴 生 収容人員ハ内外人併セテ毎年新二十五名以内トス

(四)外国学生指導教官

本学部ニ於ケル学生ノ指導監督ヲ橋爪教授ニ委嘱ス

東京帝国大学における大東亞戦争後半期の外国人留学生受入れ状況

▼右上部から下に向かつて「併閣／総長」の印／庶務課長(石井)、事務

官(伊藤)、(橋爪)、(向手)／学生課長(大室)、(小西)、(竹

腰)、(小田)、(日根野秀雄)

▼右下部に庶務課日付印(昭和十八年六月十二日付け)

▼右下部に学生課受付印(昭和十八年六月十四日付け、学第六〇六号)

資料四、「学部通則」昭和十八年六月一日付け改正部分

昭和十八年七月五日発送

↑(1)規定改正部分(4)昭和十八年五月二十五日評議會可決、六月一日付けで文部
大臣許可(七月五日東京帝大受け)、総長より六月一日付け「大学一般」
宛てに達(七月五日発送)。

◇「諸規則制定關係」(昭和十八年、庶務部公文書綴り、東京大学史料室保管)
等。制定經過の詳細は、所澤湖「外国人留学生取扱ニ關スル調査委員会」(昭
和十七年(一九四二)年・東京帝国大学)の記録、「東京大学史紀要」第九号、
一九九一年、東京大学史料室、九五―一六一頁を参照のこと。

第十一 外国学生

第七十七条 外国人ニシテ学部学生(学部通則第二)、大学院学生、聴講生又

ハ研究生トシテ入学ヲ許可セラレタル者ヲ外国学生トス

外国学生ニ關シテハ第七十八条乃至第七十九条ノ定ムル所ニ依ル外学部

ノ定ムル所ニ依リ学部学生、大学院学生、聴講生又ハ研究生ニ關スル規定ヲ

準用ス

第七十八条 外国学生ニ對シテハ夫々其ノ専門学科ニ就キ知識及技能ヲ修得セ

シムルト共ニ我カ国文化ノ一般ヲ理解セシムルニ留意スルモノトス

第七十九条 外国学生ノ収容豫定人員ハ毎学年学部長ノ申請ニ依リ総長之ヲ定ム

外国学生ハ定員外トナスコトヲ得

第七十九条ノ二 学部学生トシテ入学ヲ出願シ得ル者ハ左ノ如シ

一 高等学校高等科及学習院高等科ヲ卒ヘタル者

二 高等学校高等科以上ニ相当スル学校ヲ卒業シ又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者ニシテ適當ナル機関ノ推薦アリタル者

第七十九条ノ三 外国学生タラントスル者ニ対シテハ別ニ定ムル機関ニ於テ左ノ事項ニ関シテ銓衡ヲ行フ

一 履歴、人物、思想、健康等

二 日本語ノ語学力

第七十九条ノ四 前条ノ銓衡ニ合格シタル者ニ対シ各学部ニ於テ当該学部ニ於ケル修学ニ必要ナル学力ニ就キ筆記、口述、其ノ他適當ナル方法ニ依ル銓衡ヲ行フ

前項ノ銓衡ニ合格シタル者ニ付キ所定ノ手續ヲ經テ入学ヲ許可ス

第七十九条ノ五 学部学生ニシテ医学部医学科ニ在リテハ四学年以上其ノ他ノ

学部及学科ニ在リテハ三学年以上在学シ且学部規則ノ定ムル試験ヲ受ケ之ニ

合格シタル者ニハ第二十三條ニ依ル卒業者ト同様ノ卒業證書ヲ授与ス

第七十九条ノ六 大学院ニ二年以上在学ノ上所定ノ研究報告ヲ提出シ其ノ成績

良好ナル者ニ対シテハ本人ノ出願ニ依リ教授会ノ議ヲ經テ学部長ノ申請アリタル場合総長ハ大学院研究證明書ヲ附与スルコトアルヘシ

第七十九条ノ七 外国学生ノ試験手数料、検定料、入学料、授業料及攻究料ハ

当該学部長ノ申請ニヨリ之ヲ徴収セサルコトヲ得

附 則

本改正ハ昭和十八年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

資料五、評議會（学部通則中外国学生に関する改正認可報告）（議事メモ抜萃）

昭和十八年七月六日開会

†(1)メモ「昭和十八年七月六日評議會」から抜萃。(2)鉛筆書き。(3)左脇下に「東

京帝国大学」と縦書きで印刷された野紙（左下部に「滲B5. 125」）と

横書きで印刷されている。野紙は黄系統色である。(2)頁。(4)評議會記事要

旨」には記載がない。なお、改正認可関係の公文書は、別稿「外国人留学

生取扱ニ関スル調査委員会（昭和十七年（一九四二年・東京帝国大学）の

記録」（『東京大学史紀要』第九号、一九九一年、一五九—一六一頁）に翻刻

した。

◇内田祥三資料3-13

其ノ他

報告

一、外国学生ニ関スル学部通則改正ノ件 六月一日付ニテ文部大臣認可七月五

日ニ通達アリタリ特ニ日ヲ通り認可セルモノナリトノコト

資料六、学部長会議（外国学生入学取扱に関して）

昭和十八年七月六日開会

ア 議事メモ抜萃

†(1)メモ「昭和十八年七月六日学部長会議」から抜萃。(2)鉛筆書き。(3)左脇下

に「東京帝国大学」と縦書き印刷された野紙（左下部に「滲B5. 125」）と横書きで印刷されている。野紙は黄系統色である。(1)頁。

◇内田祥三資料3-13

一、外国学生ノ取扱ニ関スル件

イ 関連資料

†(1)会議用配付資料全文。(2)タイプ打ち文書。(3)「滲B5. 125」と上部に横書き下線付きで茶系統色に印刷されたB5判半透明用紙一頁。

◇内田祥三資料 3-13

外国学生入学取扱

- 一、各学部指導委員ノ決定
- 二、学部別学部学生収容豫定人員
- 三、入学試験方法（高校終了者ト其他トニ対スル）科目、期日
- 四、志願方法（志願書式、推薦形式、提出先、締切期日）
- 五、豫備銓衡ノ方法（銓衡者、方法、期日、結果ノ処置）
- 六、右試験要項ノ通達方法

* 「昭和十八年七月六日学部長会議」とペンによりブルーブラック・インキで書込みあり。

** 「覚書ニヨル 各学部一人ツ、本週中ニ本部へ」とペンによりブルーブラック・インキで書込みあり。

*** 前項との行間に「……以下委員会ニテ研究シテ實ヒ必要ナル事項ハ教授会等ノ議ヲヘルコト」とペンによりブルーブラック・インキで書込みあり。

資料七、東京帝国大学外国学生指導委員会規程

昭和十八年七月十五日より施行

十(1)規程全文。(4)この資料(B4判三枚半袋綴じ七頁)では施行日が孔版タイプで打込まれている。ちなみに、この規程を含む「覚書」の全文は、別稿「外国人留学生取扱ニ関スル調査委員会(昭和十七年(一九四二)年・東京帝国大学)の記録(「東京大学史紀要」第九号、一九九一年、一五七―一五九、一六一頁に翻刻したが、施行日は空欄かペンによる手書き記入であった。

◇内田祥三資料 6-10中にある学部通則中改正の際の「覚書」から抜萃

東京帝国大学外国学生指導委員会規程

第一条 東京帝国大学ニ外国学生ノ指導誘掖ニ資スルため外国学生指導委員会ヲ置ク

第二条 本会ハ総長ノ監督ニ属シ左ニ掲グル事項ヲ協議シソノ処理ニ当ルモノトス

一、外国学生ノ入学銓衡ニ関スル事項

二、外国学生ノ訓育指導ニ関スル事項

三、各学部ニ於ケル外国学生指導者ノ連絡ニ関スル事項

第三条 本会ハ委員長一名委員若干名ヲ以テ之ヲ組織ス

第四条 委員長ハ委員中ヨリ総長之ヲ委嘱ス

第五条 委員ハ左ニ掲グル者ヲ以テ之ニ充テ総長之ヲ委嘱ス

一、各学部教授中ヨリ各一名

二、学生主事若干名

三、其他本学職員中ノ適當ナルモノ若干名

第六条 本会ニ幹事一名ヲ置キ学生主事中心ヨリ総長之ヲ委嘱ス

第七条 本会ニ書記若干名ヲ置キ総長之ヲ命ズ

第八条 本会ハ委員長之ヲ招集シ且ソノ議長トナル

委員長事故アルトキハソノ指名スル委員之ヲ代理ス

第九条 幹事ハ委員長ノ命ヲ受ケ会務ヲ処理ス

第十条 書記ハ委員長及幹事ノ指揮ヲ受ケ会務ニ従事ス

附 則
本規程ハ昭和十八年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス

* この資料ではこの四ヶ所の部分の「第」の字が欠落しているが、翻刻の際に補った。

資料八、外国学生指導委員会名簿

†(1)名簿全文。(2)黒インキ孔版タイプ印刷。(3)B4ざら紙一枚を袋綴じにしてB5判二頁。(4)発足当初のものと思われる。

◇内田祥三資料6-10

東京帝国大学外国学生指導委員会

委員	東京帝国大学教授	我妻	栄(法)
"	"	竹内	松次郎(医)
"	"	龜山	直人(二工)
"	"	市河	三喜(文)
"	"	坪井	誠太郎(理)
"	"	丹羽	鼎三(農)
"	"	橋爪	明男(経)
"	"	井口	常雄(二工)
"	東京帝国大学書記官	石井	昂(庶)
"	"	進藤	小一郎(会)
"	東京帝国大学学生主事	大室	貞一郎(学)
"	東京帝国大学学生主事	小西	謙(学)
"	東京帝国大学学生主事補	三井	為友
"	"	瀬尾	政夫

資料九、第一回外国学生指導委員会(入学銓衡及び授業料に関して)

昭和十八年七月十九日開会

ア a 議題

†(1)会議用配付資料全文。(2)タイプ打ち文書。(3)「滌孔紙圖」様」と上部に横

書き下線付きで茶系統色に印刷されたB5判半透明白紙一頁。(4)資料アbと実質的に内容は同じ。

◇内田祥三資料3-12

外国学生指導委員会

昭和十八年七月十九日

議題

一、本年度学部学生入学銓衡ニ関スル件

(収容豫定人員、受験資格、受験手続、豫備銓衡ノ方法、学部別試験ノ方法)

一、授業料ニ関スル件

ア b 議題

†(1)会議用配付資料全文。(2)タイプ打ち。(3)「滌孔紙圖」様」と上部に横書きで下線付き茶系統色に印刷されたB5判半透明白紙一頁。(4)資料アaと実質的に内容は同じ。

◇内田祥三資料6-10

東京帝国大学外国学生指導委員会

昭和十八年七月十九日

議題

一、本年度学部学生入学銓衡ニ関スル件

(収容豫定人員、受験資格、受験手続、豫備銓衡ノ方法、学部別試験ノ方法)

一、授業料ニ関スル件

イ 記事要旨

十(1)記事要旨全文。(2)黒インキ孔版タイプ印刷物。(3)B4判ざら紙三枚を袋綴じにしてB5判六頁。
◇内田祥三資料3-13

昭和十八年七月十九日東京帝国大学外国学生指導委員会記事要旨

於大講堂南側会議室

出席者

内田総長

委員長 竹内

委員 我妻(法)、亀山(二工)、市河(文)、坪井(理)、

荻原(丹羽氏ノ代理トシテ、農)、森(橋爪氏ノ代理

トシテ、経)、井口(二工)、石井、大室

幹事 大室(小西氏ノ代理トシテ)

総長開会ヲ宣セラレ、先ツ委員長ニ竹内委員ヲ委嘱セラル。竹内委員長議長トナリ、大室委員ヨリ外国人学生取扱ニ関スル学部通則改正原案及覚書ノ決定ニ到ルマデノ経過報告アリテ後、議事ニ入り、審議決定セルコト大要左ノ如シ。

一、本年度学部学生入学銓衡ニ関スル件

(一)収容豫定人員

法学部十二〇三名、医学部二〇三名、第一工学部未決定、文学部未決定ナルモ八名位ハ可能ノ見込、理学部未決定、農学部九〇十名、経済学部七〇八名、第二工学部六〇七名(但シ航空機、同原動機、造兵学科ハ収容セズ、船舶学科ハ未決定)

(二)受験資格

(イ)推薦機関 本年度ハ覚書通りトス

(ロ)学歴

日本ノ学校ニ関シテハ専門学校令ニヨル学校以上ヲ卒業セル者

外国ノ学校ニ関シテハ本年度ハ然ルベク審査スルコト、但シ中途退学者ハ好マシカラザルコト

(三)受験手続

受験ニ必要ナル書類ヲ八月二十日迄ニ学生課内、外国学生係宛提出スルコト

コト

(四)豫備銓衡ノ方法

締切後、志願者氏名及志望学科ヲ学部宛通報スルコト

九月一、二日銓衡、三日体格検査、以上ノ結果ヲ六日午後二時ヨリ開催

スベキ指導委員会ニ報告、合否決定ノ上即刻発表ス

銓衡ヲ行フ為メ、入学者銓衡委員会(小俣称)ヲ設ケ、左ノモノヲ以

テ本年度ノ委員トスルコトニ決定ス

竹内、大室、小西ノ三委員、各学部長ヨリ推薦セラルベキ思想、日本

語銓衡担当ニ適當ナル委員各一名、計五名

森委員ヨリ左記ノ提案アリ

一、学部通則第七十九条ノ三ニ関シ、本条ノ銓衡ヲ不要ト認ムル場合ニハ之ヲ省略シ得ル旨ヲ内規トスルコト

例(一)日本ノ高等学校及之ニ準ズル学校ヨリ進級シ来リテ学部学生トナル者

(二)日本ノ帝国大学ヲ卒業シテ学士入学ノ試験ヲ受ケテ学部学生トナル者

(三)日本ノ帝国大学ヲ卒業シテ大学院学生トナル者

(四)其ノ他種々ノ場合アリ

種々論議ノ後、右ハ本年度ハ内規トシテ規定セズ、本年度ハ例(一)ノ者ハ銓衡ヲ行ハズ、例(二)(三)等ハ学部長ノ意見ニヨリ書類銓衡ノミヲ以テスルモ可ナラントイフコトニ決ス

(五)入学試験ノ方法

学部ニ於テ適宜決定スルコトトス

一、大学院学生、聴講生、研究生志願者取扱ニ関スル件

願書ハ九月十五日迄ニ学部長宛提出、指導委員会ニ連絡ノ上(必要アラバ
詮衡ヲナシ)、学部ニ於テ試験ヲ行ヒ所定ノ手続ヲ経テ入否ヲ決定スルコ
トトス

内地留学者ノ如ク正規ノ学籍ヲ置カズ一時学部ニ在リテ研究セントスル
外国人ニ付テハ各学部指導者ニ於テ十分考慮シ、不適當ナルモノヲ収容セ
ザルヤウ注意スルコト

一、授業料ニ関スル件

通則第七十九条ノ七ニ「外国学生ノ試験手数料、検定料、入学科、授業料
及攻究料ハ当該学部長ノ申請ニヨリ之ヲ徴収セザルコトヲ得」トアルヲ徴
収スルコトヲ原則トシ、特別ナルモノニ限り例外ヲ認ムルコトトナス

議事終了後、我妻委員ヨリ、法学部ニ於テハ一応本年度ハ高校卒業者以外ハ取
扱ハザルヤウ了解シアリ、コノ点ハ努メテ修正スベキモ、或ハ本年度ハ右ノ決
定ヲ実行セザルヤモ知レザルコトニ付テ了解ヲ求メラル。又井口委員ヨリ第二
工学部ニ於テハ外国学生宿舍ノ困難ナルベキコトノ説明アリ。

最後ニ総長ヨリ、本日ノ委員会ノ決定事項中学部ノ事情ニヨリ教授会等ノ関係
上直チニ実行ニ移シ得ザル部分モアルベキコトノ注意アリ。午後六時閉会ス

* 「昭和十八年七月二十七日ノ学部長会議」と鉛筆で書込みあり。

** 「六名」と鉛筆で書込みあり。

*** 上部に「未発表」と鉛筆で書込みあり。

**** 「三名」と鉛筆で書込みあり。

***** この部分の削除及び書込みは鉛筆による。

***** この部分の修正はタイプ(青インキ)による。

資料一〇、外国学生第一次詮衡実施ニ関する案

†(1)会議用配付資料と思われる。全文。(2)タイプ打ち文書。(3)「河津張園」
と上部に横書き下線付きで茶系統色に印刷されたB5判半透明用紙一頁。

◇内田祥三資料6-10

外国学生第一次詮衡実施ニ関スル案

一、締切(八月二十日)後、志願者姓名及志望学科ヲ学部宛通報スルコト

二、第一次詮衡ノ方法ハ「主トシテ」口頭試問トスルコト(九月一日、二日)

三、口頭試問 実施場所(試問場 控室)

1 試問事項(イ)姓名、(ロ)履(学)歴、(ハ)特ニ本学ヲ志望セル理由

(ニ)日本語学習歴、(ホ)推薦者トノ関係、(ヘ)其他

2 委員ハ試問ノ際各自紙片(別ニ用意ス)ニ評語其他ヲ記入シ置キ報告案決

定ノ協議ノ際ノ備忘ニ資スルコト

3 引続キ適切ナル方法ニヨル読解等日本語ノ学力ヲ査察スルコト

4 人物思想ノ考查

四、体格検査(九月三日)ハ学生課医局ニ於テ行フ

五、九月六日開催セラルベキ指導委員会ニ対スル報告案ハ九月五日迄ニ協議決定

スルコト

六、志願者数ノ少キ場合ハ詮衡豫定日取ノ短縮ヲ見ルコトアルベキコト

・鉛筆により書込まれている。

資料一一、外国人大学院学生及び研究生事務取扱は

昭和十八年七月十五日以降学生課へ

昭和十八年七月二十三日決裁

†(1)起案文書(原議)。(2)ブルーブラック・インキのペンによる手書き文書。

(3)庶務課起案用紙。B4判を袋綴じにしてB5判二頁。

◇(留)学生関係書類(自昭和十五年一月至昭和十八年七月)

①東大庶第一、一三三三号。②決裁七月二十三日。③校合(向手)。④発送七月二十三日。⑤未判読。⑥完結日空欄。⑦起案昭和十八年七月十九日。

⑧総長(内田)ノ庶務課長(石井)、事務官(伊藤)、掛長(橋爪)、下部に(小林吟、吟重郎)ノ学生課長(大室)、下部に(三井)、さらに下部に(日根野秀雄)ノ会計課長(進藤)、下部に(宮内)、さらに下部に(桜井)。

⑨右欄外上部に「東大」大会議第三七三三号」とある。これは庶務課起案文書が会計課に回議されるときに付される番号である。また右欄外上部に「⑩」の朱印がある。右欄外下部に下から順に学生課受付印(昭和十八年七月二十日、学第八七三三号)、及び会計課受付印(昭和十八年七月 日、第三七三三号、日付はかすれて読みとれない)がある。

案

年月日

庶務課長

各学部部長宛

外国人大学院学生及研究生事務取扱二関スル件

首題ノ件ニ関シテハ從來当該課外事務ニ於テ担当致居候処右事務ハ七月十五日以後学生課ニ「於」テ取扱フ事ト相成候ニ付御了知相成度依命此段及通牒候

* 修正はペンによる黒インキの手書き。

** 修正はペンによるブルーブラック・インキの手書き。

資料一、二、学部長会議(外国人学生入学に関して)

昭和十八年七月二十七日開会

ア 議題メモ抜萃

†(1)メモ「学部長会議々題」から抜萃。(2)鉛筆書き。(3)左脇下に「東京帝国大

学」と縦書きで印刷された野紙(左下部に「滲B5.12」字と横書きで印刷されていないが、資料内容から見て七月二十七日のものと同判断した。

◇内田祥三資料3-13

外国人学生入学二関スル件 指導委員会

* 上部に「全字構成委員会」と鉛筆で書込みあり

イ 議題メモ抜萃

†(1)メモ「昭和十七年七月二十七日学部長会議」から抜萃。(2)鉛筆書き。(3)左脇下に「東京帝国大」と縦書きで印刷された野紙(左下部に「滲B5.12」字と横書きで印刷されている。野紙は黄系統色である。)一頁。

◇内田祥三資料3-13

一、外国人学生入学二関スル件 指導委員会報告

資料一、三、「外国学生入学志願者心得」(昭和十八年十月入学)

昭和十八年八月付け

†(1)入学心得及び記入票の各全文。(2)黒インキ孔版手書き印刷。(3)B4判ざら紙の本文一枚、記入票一枚の計二枚で構成されている。

◇内田祥三資料6-10

昭和十八年度 入学志願者心得
東京帝国大外国学生

- 一、外国人ニシテ本学ニ学部学生トシテ入学ヲ志願スル者ハ、ソノ人物、経歴、学力等ニ応ジ、^{（イ）} 詮衡ノ上外国学生トシテ入学ヲ許可シマス
- 二、学部学生トシテ入学ヲ志願シ得ル者ハ次ノ如クデス
 - （一）高等学校高等科及学習院高等科ヲ卒業シタル者
 - （二）高等学校高等科以上ニ相当スル学校ヲ卒業シ、又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者
- 三、本年度ニ於テハ前条（一）ニ当ル者ノ^{（イ）} 詮衡及入学手續ハ例年通り普通ノ高等学校卒業者ト同一ニ取扱ヒマス 前条（二）ニ当ル者ノ^{（イ）} 出願及^{（イ）} 詮衡手續ニツイテ以下記シマス
- 四、学部学生トシテ入学ヲ志望スル者ハ、本人、学生課ニ出頭シ、規定ノ「^{（イ）} 入学願書」ヲ受領シ、之ヲ規定ノ書類ト共ニ提出スル必要ガアリマス 但シ出頭シ得ナイ者ハ郵券封入デ之ヲ請求スルコトモ出来マス
- 五、^{（イ）} 出頭者ノ提出スベキ書類ハ左ノ如クデス
 - （一）^{（イ）} 入学願書（名刺型半身、脱帽写真貼付）
 - （二）履歴書（自筆ナルコト）
 - （三）最終学校卒業證明書（他ノ卒業證明書添付モ可）
 - （四）推薦書（コレハ当方ニ於テ適当ト認ムル推薦者ノ作成セルモノニシテ、当方ニテ指定セル様式ナルコトヲ要シマス（一））
- 六、出願者ハ右ノ書類ヲ作成ノ上必ズ本人ガ学生課外国学生係ニ出頭シテ八月二十日迄ニ之ヲ提出スル必要ガアリマス 此ノ際学生課ニ於テ個人調査書ニ各自記入スル必要ガアリマス
- 七、出願手續ヲ終ヘタル者ハ指定日時（九月初旬）ニ本学内指定ノ場所ニ出頭シ、^{（イ）} 第一次^{（イ）} 詮衡オヨビ^{（イ）} 体格検査ヲ受ケル必要ガアリマス
- 八、^{（イ）} 第一次^{（イ）} 詮衡ノ結果ハ九月七、八日頃本学掲示場ニ発表シマス
- 九、^{（イ）} 第一次^{（イ）} 詮衡ニ合格シタルモノハ更ニ学部ノ定ムル期日、方法ニヨツテ行ハレル第二次^{（イ）} 詮衡ヲ受ケル必要ガアリマス

- 一〇、第二次^{（イ）} 詮衡ニ合格シタルモノハ之ヲ本人ニ通知シマス 本人ハコレニヨリ規定ノ日時マデニ学部事務室ニ於テ入学手續ヲ取ル必要ガアリマス
- 一一、本年度ニ於テハ学部及学科ノ都合ニヨリ外国人ノ学部学生ヲ入学セシメルコトノ出来ナイモノガアリマス
- 一二、外国人ノ大学院学生、研究生及聴講生トシテノ入学手續モ、以上ノ学部学生入学手續ニ準ジマス 之等ニ就イテハ本人学生課ニ出頭ノ上相談シテ下サイ

昭和十八年八月 東京帝国大学学生課外国学生係

〔別紙記入票〕

来学ノ目的	身 分		現住所	家 族	年 月 日 生	学部	学科志望	年入学	国籍	住所	及原
	父	現住所				職業	本人ト続柄				
	兄 姓 名										

備考	性 格				業 学				
	友 人	短 所	長 所	信 仰	指 導 教 官	推 薦 者	外 国 語 学 力	日 本 語 学 習 歴	将 来 ノ 志 望
				趣味					

* 同一資料が二点あり、その一方にペンにより黒インキで「昭和十八年七月三十一日大室学生課長より」と書込まれている。

** 同一資料が二点あり、目付の書込みのない方に、ペンによりブルーブラック・インキで訂正がある。

*** 同一資料が二点あり、目付の書込みのない方に、一方にペンによりブルーブラック・インキで訂正がある。

資料一四、評議会（外国学生入学銓衡の経過報告）

昭和十八年九月七日開会

ア記事要旨（抜萃）

東京帝国大学における大東亜戦争後半期の外国人留学生受入れ状況

†(1)記事要旨から抜萃。(2)黒インキ孔版タイプ印刷物。(3)B4判ざら紙四枚を袋綴じにしてB5判八頁

◇内田祥三資料3-13

一其ノ他

(一)〔略〕

(二)〔略〕

(三)報告

(四)〔略〕

(ロ)外国学生ノ入学ニ関スル件

眞ニ審議決定セル規程ニ基キ委員会ニ於テ処理セル銓衡経過等ニツキ報

告アリ

イ議事メモ抜萃

†(1)メモ「昭和十八年九月七日評議会」から抜萃。(2)鉛筆書き。(3)左脇下に「東京帝国大学」と縦書きで印刷された罫紙（左下部に「滄B5、1201製紙」と横書きで印刷されている。罫線は黄系統色である。）二頁。(4)抜萃部分は「3 ↑外国人学生入学ニ関スル件」の下に書かれている。

◇内田祥三資料3-13

兼テ決定セル規程ニ基キ指導委員会結成第一次銓衡委員会ヲモ設ク、高等学校卒業生ハ特別ノ第一次銓衡ハ行ハズ各学部デ日本人学生ト同様ニ試験ヲシタ、高等学校經由テナキモノハ八月二十日ヲ申込切トセシガ七名アリ、九月一日、二日ニ第一次銓衡施行、学科試験ハ各学部適当ニヤル、法三、経一、農二、工一、(七)現職講師 内六名及第一、(七)現職講師 内六名及第一、以後各学部テ適当ニ試験ヲ行フ

大学院其ノ他ハ本月十五日ガ切テ前ト同様ニヤツテ行クコト、ナツテキル

* (一)(二)と書いて上から数字をーで消してあるように見える。
 ** この部分は改行でないとも解釈できる。

資料一五、入学者 (法学部)

昭和十八年十月一日付け

†(1)公文書。(2)本紙はタイプ打ち文書、別紙は黒インキ孔版タイプ印刷。(3)本紙はB5判茶系統色枠付き半透明用紙一頁。右脇下部に「東京帝国大学法学部」と縦書きで印刷あり。別紙はB5判ざら紙。

◇「文部往復」(昭和十八年四)、庶務部庶務課公文書綴りA229)一七〇一七二丁

昭和十八年九月三十日

東京帝国大学 法学部 函

東京帝国大学庶務課 御中

本学部本年度学士並ニ外国人学生入学者氏名別紙ノ通り有之候間此段及御報告候也

(別紙)

十月一日ヲ以テ入学ヲ許可セラルベキ法学士並ニ外国人学生氏名左ノ如シ
 昭和十八年十月一日 東京帝国大学 法学部

法律学科

法英	小川良作	東京	法英	永屋竜馬	熊本
第一			第五		

法英	浦和	舎川善夫	福岡	法独	第三	長坂	強	長野
----	----	------	----	----	----	----	---	----

政治学科

外	祖	国	中	民	国			
北京								

- ▼本紙右上部に「供関ノ庶務課長(石井)、事務官(伊藤)」
- ▼本紙右下部に「(小林吟「吟重郎」)、(向手)」
- ▼本紙右下部に庶務課日付印 (昭和十八年十月一日)
- ▼別紙右下部に庶務課日付印 (昭和十八年十月五日)

資料一六、女子留学生、文学部大学院に学生として入学許可
 昭和十八年十月二十七日

◇「東京大学百年史」部局史一(昭和六十一年)、文学部、四五八―四五九頁

〔……略……〕昭和八年(一九三三)すでにいち早く女子の入学を認めていた東北帝国大学の女子卒業生が大学院入学願書を提出し、保留となっている。当時の本学部では他帝国大学文学部卒業生に対しては本学部大学院入学資格を認め、検定試験を課した上で入学を逐次許していた。従ってこの東北帝国大学卒業生の大学院入学保留は本人が女子であるということ以外に理由が考えられない。昭和十四年には外国人女子の入学志望はその都度審議することが教授会で定められているが、この時は具体的懸案があった様子はみられない。この年六月にはすでに女子に大学院を開放していた法学部から女子学生の聴講希望があり、許可されている。昭和十六年から昭和十九年までは毎年一名乃至数名の女子の研究生出願があり、保留乃至許可されている。本学部において女子が大学院に入学を許されたのは昭和十八年が最初である。出願者は中国人で王寧とい

い、国文学科を志望し、十月二十七日の教授会で許可をうけている。

* 資料一七の中華民国留学生文学部大学院昭和十七年十月入学の呂慕昭の註参照。

** 資料一七掲載のものでは、十月十九日入学となっている。

資料一七、評議会（特別研究生制度と留学生）（記事要旨抜萃）

昭和十八年十一月九日開会

†(1)記事要旨から抜萃、及び別紙中「東京帝国大学文学部通則中改正案」から抜萃。(2)本紙、別紙とも黒インキ孔版タイプ印刷物。(3)本紙はB4判ざら紙一枚を袋綴じB5判二頁、別紙はB4判二枚を袋綴じにして四頁。

◇内田祥三資料3-14

一、本文学部通則中改正ノ件

先ツ庶務課長ヨリ大学院又ハ研究科ノ特別研究生ニ関スル新制度ノ実施ニ伴ヒ之ガ必要ナル規則ヲ学部通則ニ規定スル必要ニ基キ立案セル趣旨並ニ別紙（印刷配布）改正案文ヲ朗読ノ上説明アリテ審議ニ入り改正案第五十八條第一項中ニ規定セル「最終卒業学校ノ成績證明書」ノ添付ハ願書提出迄ニ間ニ合ハザル場合モ考ヘラルベク又中華民国等ヨリ来学ノ者ニシテ提出容易ナラザル場合等ヲモ考ヘラル、ヲ以テ現行通トスルコトトシ以下逐条審議ノ結果一部字句ノ修正アリテ別紙ノ通可決、至急文部省ヘ手続スルコトトス。
尚現行規定中ニハ臨時措置等ニヨリ實際ノ取扱ト合致セザル点アリテ取扱上不便ナルヲ以テ此ノ際併セテ改正シテハ如何トノ意見アリタルモ全般的ニ再検討ヲ要スル点モアリ通則全般ニ亘ル改正ハ更メテ審議スルコトトシ各位ニ於テ夫々検討シ置クコトトス。

〔改正案中削除された部分〕

東京帝国大学における大東亜戦争後半期の外国人留学生受入れ状況

第五十八條第一項中「履歴書」ノ下ニ「最終卒業学校ノ成績證明書、主ナル研究業績等」ヲ加ヘ同條第二項中「前項ノ履歴書ニ依リ」ヲ「此ノ場合」ニ改メ之ヲ同條第一項後段ニ改ム

參考資料（現行規定）

†「東京帝国大学一覽」（昭和十七年度）、一六九—一七〇頁

〔現行規定〕

第五十八條 当該学部ノ卒業生ニ非スシテ大学院ニ入ラント欲スル者ハ三月十五日マテニ入学願書ニ学業履歴書ヲ添付シテ差出スヘシ
前項ノ履歴書ニ依リ当該学部教授会ニ於テ大学院ニ入ラシムルニ適スト認めタル者ハ教授会ニ於テ委員ヲ選定シテ其ノ学力ヲ検定セシム

資料一八、評議会（大学院学生入学許可）（記事要旨抜萃）

昭和十九年三月二十八日開会

†(1)記事要旨から抜萃。(2)黒インキ孔版タイプ印刷物。(3)B4判ざら紙一枚を袋綴じにして四頁。

◇内田祥三資料3-15

一、大学院学生入学ノ件

橋爪（明男）氏（経済学部長）ヨリ大学院入学願出ノ左記ノ者ニツキ説明アリ異議ナク入学ヲ許可スルコトニ可決ス

記

攻究事項

東北帝国大学法文学部経済科卒

保険学

中華民国人 齋 慈 民

補足資料（大学院入学と評議会の議決）

昭和十八年十一月三十日評議会

この時期は、通常、大学院学生入学に関しては評議会の議決事項ではない。取上げられる場合は、以下の資料に示されている。

↑(1)記事要旨から抜萃。(2)黒インキ孔版タイプ印刷物。(3)B4判ざら紙一枚を袋綴じにしてB5判二頁。

◇内田祥三資料3-14

一、大学院学生入学ニ関スル件

大学院学生ノ入学許可手続ニツキテハ学部通則第五十六条ニ規定シアルモ従来實際上相当ノ余裕ヲ附シテ取扱ヒ居リタル所今後ハ事務処理ヲ明確ナラシムル為

学部卒業ノ日又ハ学年ノ始メヨリ三十日以内ニ入学願書ヲ提出シタルモノニシテ右期限ヨリ三十日以内ニ於テ当該学部教授会ノ議ヲ経テ総長ニ上申アリタル場合ノ他ハ評議会ニ附議スルコト
ニ取極メコノ旨文書ヲ以テ学部へ通知スルコトトス。

資料一九、学部長会議（外国学生と勤労働員）（議事メモ抜萃）

昭和十九年四月十八日開会

↑(1)メモ「学部長会議」(昭和一九、四、一八、評議会終了后)から抜萃。(2)鉛筆書き。(3)左脇下に「東京帝国大学」と縦書きで印刷された野紙(左下部に「部B5、12」印刷)と横書きで印刷されている。野線は黄系統色である。四頁。

◇内田祥三資料3-15

二、外国人学生ニ対スル処置

文部省ハ現在ノ所外国人学生ハ勤勞ニ使ハズ何トカ別途ノ方法ヲ設ケテ勉学セシムル様ニシ度希望ラシキガ、外国学生指導委員会ニテ協議立案シテ貰フコト、ス

ト、ス

資料二〇、第五回外国学生指導委員会（入学第一次銓衡、興亜研究会、学徒動員に伴う外国学生処置、外国学生に対する特別講演）

昭和十九年四月十九日開会

ア 開催案内

↑(1)公文書（宛名未記入）。(2)タイプ打ち文書。(3)B4判見開き茶系統色囲い付半透明用紙を袋綴じにしてB5判二頁。右脇下に「東京帝国大学」と縦書きで印刷あり。

◇内田祥三資料6-10

東京帝大第三五号

昭和十九年四月十二日

外国学生指導委員会委員長代理 我妻 米

* 委員殿

外国学生指導委員会開催ノ件

標記ノ件ニ関シ来ル四月十九日午後三時ヨリ大講堂北側会議室ニテ開催致候ニ付御出席被下度御案内申上候

記

一、葉緑孫、温知新二係ル第一次銓衡委員会銓衡ノ結果

二、興亜研究会

三、外国学生ニ対スル特別講演案

- 1、日本語ノ特徴
- 2、日本文化トシテノ庭園
- 3、日本農業ノ特質
- 4、日本ノ演劇
- 5、地震
- 6、颱風

- 7、日本ノ技術
- 8、家ノ精神
- 9、日本ノ憲政
- 10、国体
- 11、大東亞恢弘ノ精神
- 12、武士道ト軍人精神
- 13、日本ニ於ケル造船学並造船技術ノ發達ニツイテ
- 14、日本世界觀

* この部分に宛て先の各委員の名前が入るようになってゐる。
 ** この部分は行間に鉛筆により書込まれてゐる。

イ記事

† (1)記事全文。(2)黒インキ孔版タイプ印刷物。(3)B4判ざら紙三枚をこよりで袋綴じにしてB5判六頁。(4)本資料中には誤記を鉛筆で挿入した部分が二ヶ所、ペンにより黒インキ手書きで訂正した部分が一ヶ所あるが、単なる誤記訂正なので訂正済みのものを掲げた。

◇内田祥三資料3-15

第五回 外國学生指導委員会記事

昭和十九年四月十九日午後三時—五時

於 大講堂北側會議室

- 出席者
- 内田 総長
 - 委員 法 我妻 (竹内委員長ノ代理)
 - 委員 医 福田 (竹内委員ノ代理)
 - 委員 一工 龜山
 - 文 和田 (市河委員ノ代理)
 - 理 坪井

開会 午後三時二〇分

議事

- 一、「葉祿孫、温知新ニ係ル第一次詮衡」ノ件
 矢野囑託病欠ノタメ小西委員ヨリ右兩名ノ詮衡經過ニ関スル説明アリ。
 続イテ上村、時枝兩臨時委員ヨリ豫備詮衡ニ関シ報告アリ。審議ノ結果
 臨時委員ノ合格判定通り異議ナク承認之ヲ学部ニ於ケル第二次詮衡ニ移
 スコトニ決定。
- 二、「興亞研究会」ノ件
 小西委員ヨリ別紙「東京帝国大学興亞研究会案」ノ作成ノ經過並ニ趣旨
 ヲ説明。審議ノ結果興亞總本部ヨリ補助金ヲ受領スル關係ニ於テハコノ
 案ニテ可ナルモノノ実施方法ニ付テハ後ニ協議スルコトトス。

- | | | |
|------|-----|----------------|
| 委員 | 欠席者 | 農 杉山 (丹羽委員ノ代理) |
| 書記 | 係員 | 吉田 |
| 委員幹事 | 書記 | 瀨尾 |
| 委員 | 書記 | 丸山 |
| 委員 | 書記 | 小西 |
| 委員 | 書記 | 大室 |
| 委員 | 書記 | 宮内 (進藤委員ノ代理) |
| 委員 | 書記 | 石井 |
| 委員 | 書記 | 時枝 |
| 委員 | 書記 | 上村 |
| 委員 | 書記 | 井口 |
| 委員 | 書記 | 矢野 |

次ニ総長發言ヲ求メラレ今回ノ学徒動員ヲ残サレルル外國學生ノ訓育ハ如何ニスルカノ問題ニツキ外國學生指導委員會ニ於テ案ヲ立テ、貫ヒタイト述ベラレ、滿洲國アタリデハソノ國ノ方針トシテ何等カノ方法ヲ執ルベク考慮折衝中トモ聞クガトテソノ点説明ヲ小西委員ニ對シテ求メラル。

小西委員ヨリ滿洲國デハ独自ノ態度ヲ執ラントシ文部省トモ折衝中ノ由大使館ニ就キ聞取り得タル要点トシテハ本年九月卒業ノ學生ニ對シテハ六、七月頃ニデモ集団トシテ之ヲ本國ニ連戻シ國民動勞奉公局ニ於テ就職配置ノ形デ職場ニ配置シテ動勞セシメル如ク考慮中デアリ、使用制限令ノ關係上文系、理系ト取扱ガ一様ニハ行カヌカモ知レズ、二年生ニツイテハ日本文部当局ニ於テ別途對策考究中ナル趣ニ信賴シ別段考慮シアラザル由ナル旨ヲ述ブ。委員長(代理)ヨリ滿洲國ガ學生ヲ日本ニ託シナガラ、勝手ニ独自ノ方策ヲ立テ得ルカドウカ、學生引上ニツイテハ學校ト直接連絡了解ノ上ヤラナクテハナラヌモノト思フガ、コノ問題ハ宿題トシヨウトノ提議アリ一同賛成、次回各学部ニテ案ヲ考究持ヨリ審議スルコト、ナル。

三、「外國學生ニ對スル特別講演案ノ件」

委員長(代理)ヨリ議案ニ列挙セル所ノモノハ別記各学部ヨリ提案ノ全学的ニ外國學生ニ對シ実施シ得ルモノヲ矢野囑託ノ許ニ於テ適宜拾ヒタルモノデアルト説明シ審議ヲ求ム。

坪井委員ヨリ新シイ日本ノ優秀サニ付説明シテヤルコトガ良イト思フトノ意見アリ。

上村委員ヨリ早稲田大學演劇博物館ナドノ見學ハヨイト思フトノ意見出デ委員長(代理)ヨリ矢野囑託ニ相撲トカ、ソノ他ノ適當ナモノヲ列挙シテ貫ヒ、実行ノ可能性等ト睨ミ合セ考ヘテ行クコトニシタイト希望アリ。◀石井委員ヨリ愉快ヲ樂シミトナル様ナ集リヤルコトモ良イカラ之ヲ忘レタクナイト思フトノ意見アリ。其ノ他龜山、井口、和田、大室各委員ヨリモ夫々意見ノ開陳アリ、結局外國學生ニ對スル特別講演見學等ニ関

シテハ改メテ我妻委員長(代理)ノ下ニ學生課ニ於テ立案、別ニ坪井委員ヨリモ案ヲ提出シテ次回ニ審議スルコト、決定。

又興亜研究会ノ運営方法ニ就テモ我妻委員長(代理)ノ下ニ立案ノ上次回ニ審議スルコト、決定。

次回ハ五月三日(水)午後三時ヨリ大講堂北側控室ニテ開催ト豫定ノ上五時散會。

* 「昭和一九・六・五ノ我妻委員長より」とペンにより黒インキ手書きで書込みあり

： 「別紙」欠。

： 「同」と「贊」の間に後からペンにより黒インキ手書きで、「(読点)」が打たれているようにも見えるが、文脈上不要なので除いた。

資料二一・東京帝國大學興亜研究会名簿

↑(1)名簿全文。(2)黒インキ孔版手書き印刷。鉛筆による訂正箇所があるが、訂正済みのものみ掲げた。(3)B4判ざら紙六枚を袋綴じにしたB5判一二頁。資料二二と併せてステープラーにより一冊に綴じ合わされている。(4)日付がないが、四月十九日の外國學生指導委員會で取上げられた興亜研究会に関するものである。『東京帝國大學一覽(昭和十七年度)』に昭和十七年十月一日現在の「大学院學生」の一覽が掲げられているが、照合するといくぶん違いが見られる。本資料で滿洲國出身者となっているものの内、同資料では關東州になっている者に#を、朝鮮出身となっている者に#を付けた。

◇内田祥三資料6-10

東京帝國大學興亜研究会

中華民國 第一班

同 第二班
同 第三班
同 第一班
同 第二班
同 第一班
南方 第一班

東京帝國大學興亜研究会會員名簿

興亜研究会會長
〔袋綴し折返し部分〕

常任委員

教授 竹内松次郎
庶務課長 石井 勲
學生課長 大室貞一郎
會計課長 進藤小一郎
學生主事 小西 謙
嘱託 矢野健治

中華民國第一班
指導教授

教授 我妻 栄
橋爪明男

〔改丁綴じ代部分〕

法、大学院	一七、一一	京都帝大	吳 玥	三二
法、聽講生	一八、一五	北京大學	佟 來 宸	三〇
法、政治	一八、一〇	北京大學	祖 國 華	三〇
法、聽講生	一八、一五	中國大學	楊 英 武	二六

東京帝國大學における大東亞戰爭後半期の外國人留學生受入れ状況

〔袋綴し折返し部分〕

中華民國第一班

指導教授

教授 市河三喜

法、政治	一八、一〇	浪速高校	唐 進 倫	二一
經、大学院	一七、二	一 高	朱 朝 仁	二八
經、聽講生	一七、二二	北京大學	劉 文 翰	二六
經、經濟	一八、一〇	東吳大學	楊 建 農	二四
經、商業	一八、一〇	一 高	洪 学 優	二三
經、大学院	一八、一〇	早稲田大學	劉 英 鑫	二九
經、聽講生	一八、一〇	北京外語	易 富 久	二五

〔改丁綴じ代部分〕

文、西史	一七、一〇	一 高	陳 祥 穎	二七
文、教育	一七、一〇	東 亜	楊 玉 林	三二
文、大学院	一七、一〇	北京大學	張 權	二七
文、	一七、一〇	商 大	陳 祥 閔	二六
文、	一七、一〇	北京大學	烏 木 白	二六
文、研究生	一七、四	明治大學	袁 王 清	三三
文、	一七、五	上海大學	陳 傑	三三
文、	一七、一〇	一 高	陳 祥 穎	二七
文、	一七、一〇	東 亜	楊 玉 林	三二
文、	一七、一〇	北京大學	張 權	二七
文、	一七、一〇	商 大	陳 祥 閔	二六
文、	一七、一〇	北京大學	烏 木 白	二六
文、	一八、一〇	北京大學	崔 宝 瑛	二九
文、	一八、一〇	清華大學	王 元 鳴	三六
文、	一八、一〇	金陵大學	賈 培 之	二九

文、大学院	一八、五	廈門大学	盧敬亭	三三
文、東洋史	一八、一〇	輔仁大学	白文蘇	二七
文、支哲	"	一高	金麓濛	二六
文、支哲	"	燕京大学	徐國憲	*
文、教育	"	東亜	盧光祚	三〇
文、大学院	"	"	黃晉禧	三〇
"	"	北京大学	于鳳林	***
"	"	"	王寧	三二

* 鉛筆で別途に書込まれている。

** かすれた文字で「三〇」と書かれているようにも見えるが、孔版原紙の段階で消されていると判断した。

*** 空欄

〔袋綴し折返し部分〕

中華民國第三班

指導教授

教授 竹内松次郎
 " 龜山直人
 " 井口常雄
 " 坪井誠太郎
 " 丹羽鼎三

学部学科	入学年月日	出身校	氏名	年令
医、大学院	一五、四	一高	錢端礼	三三
"	一六、三	千葉医大	林濬哲	三三
医、研究生	一七、六	浙江大学	錢寒山	三一

〔改丁綴し代部分〕

工、聴講生	一七、四	天津工商学院	王馨毅	二六
-------	------	--------	-----	----

二工、土木	一七、一〇	一高	李宝根	二二
工、大学院	一七、一〇	北京大学	王宏碩	二四
工、電気	一八、一〇	東亜	伝印泉	二九
二工、建築	"	一高	陳万栄	二五
理、鉱物	一五、四	"	廉小湖	二九
理、大学院	一七、四	大夏大学	金鶴臬	三〇
理、研究生	一八、一〇	燕京大学	耿鎮雄	二七
農、大学院	一六、三	浙江大学	郭錫管	三〇
"	一七、四	金陵大学	袁澣	二七
農、選科	一七、一〇	東京高等獣医学校	周鳳昌	二八
農、農	一八、一〇	東亜	高維先	二七

* 二二の部分が後から鉛筆で書き加えられている。

** 二二の部分から鉛筆で書き加えられている。

〔袋綴し折返し部分〕

農、農化	一八、一〇	一高	斉修	二五
------	-------	----	----	----

満洲国第一班

指導教授

教授 我妻 栄
 " 市河三喜
 " 橋爪昭男

学部学科	入学年月日	出身校	氏名	年令
農、農化	一八、一〇	一高	斉修	二五

法、聽講生	一八、二	北京 朝陽大學	劉冀峰	三四
法、大学院	一八、一〇	京都帝大	王本貴	二九
文、英文	一六、四	一高	龐広達	二四
文、教育	一六、一〇	〃	李金声	二四
〃	〃	學習院	奎垣	二八

〔改丁綴じ代部分〕

文、教育	一六、四	二高	閻家駿	二六
文、西史	一七、一〇	一高	孫日明	二三
文、哲学	一七、一〇	〃	趙承福	二五
文、聽講生	一八、六	奉天法制大學	張文華	三四
文、哲学	一八、一〇	都立	祝文紳	二六
〃	〃	一高	李文光	二三
文、英文	〃	〃	曹長茂	二二
経、経済	一七、四	〃	李鐘民	二四
〃	一八、一〇	京都帝大	段宝為	二四
〃	一七、四	一高	張福基	*

満洲国第一班

* 空欄

〔袋綴じ折返し部分〕

指導教授

教授 竹内松次郎
〃 丹羽鼎三

学部学科	入学年月日	出身校	氏名	年令
医、医	一七、一〇	一高	博定	二二
医、薬	〃	〃	于潤海	二三
医、医	一八、一〇	二高	金源弼	二四
農、農	一五、四	東高	連縁	二五
農、大学院	一七、一〇	東大	孫学愚	二五
農、農経	一五、四	商大専門	関明倫	三四
〃	一七、四	一高	崔鎮華	二九
〃	〃	〃	姜紹呂	二三

* 東京帝国大学一覽〔昭和十七年度〕、六三七頁では選科の農業経済学科となつてゐる。

〔袋綴じ折返し部分〕

農、農経	一八、一〇	一高	徐立操	二七
〃	〃	〃	李滄生	二六
〃	〃	〃	李其華	二六
農、聽講生	〃	奉天農業大學	岳久安	二三
〃	〃	〃	張秀舜	二四

南方第一班

指導教授

教授 市河三喜
〃 龜山直人
〃 丹羽鼎三
〃 橋爪昭男

〔袋綴じ折返し部分〕

国名	学部学科	入学年月日	出身校	氏名	年令
安南	文、言語	一七、四	安南ハイスクール	呉文孟	二九
タイ	工、鉱山	一八、一〇	八高	ブソン	二二
印度	農、大学院	〃	印度マダラス大学	ラマナス	二四
安南	経、聴講生	〃	河内、スト ール高校	范春銀	二五

・「ブソン」と書かれている可能性もある。

資料二二、外国学生に対する特別講義 行事案

↑(1)会議用配付資料全文。(2)黒インキ孔版手書き印刷物。(3)B4判ざら紙三枚を袋綴じにしてB5判。五頁までの各頁に孔版手書きで印刷されているが、六頁目は空頁である。資料二二と併せてステープラーで一冊に綴じ合わされている。(4)手書き孔版のため、読点の有無が不明瞭であるので、一部翻刻者の判断により加えた。修正箇所は鉛筆書きである。

◇内田祥三資料6-10

外国留学生ニ対スル特別講義 行事案

全学的行事案

法学部

- (1)法学部ノ講座、講義内容、研究室、講堂等ノ組織機構ノ概略ノ説明、見学
- (2)法制史料ノ蒐集、整理状況ノ説明、見学

学部別行事案

法学部

- (1)日本固有法ノ特色
- (2)日本現行法体系成立史
- (3)日本現行法体系
- (4)日本現行私法体系
- (5)日本現行統制法体系

(3)臨時大東亜法制調査室、ソノ他

附セラレル研究、調査機関ノ説明、見学

明、見学

経済学部

ナシ

農学部

(1)小石川後楽園庭園ニ就テ

(2)日本文化トシテノ庭園

(3)後楽園庭園(見学)

(4)日本農業ノ特質

第一工学部

(1)工学、工業ニ関スル講演ノ講師

幹旋

第二工学部

(1)日本ニ於ケル造船学、並ニ造船

技術ノ発達ニ就テ

(2)日本ニ於ケル電機「電気」工学並

電気工業ノ発達ニ就テ

(3)希望

(4)全学的懇談会(年一回)

(5)特別講義

日本ノ文化、自然科学ノ発達

ニ関シ年「二」数題目

経済学部

(1)日本経済事情ヲ中心トセル演習

(2)茶話会、遠足

第一工学部

(1)年二回教官ト学生トノ懇談会

(2)遠足

(3)第二工学部ト聯合シテ催ホスコト

賛成

(4)指導教官ハ部長、学生ノ居ル学科ノ教官

第二工学部

(1)年二、「三」回茶話会、又ハ晩餐会

内一回ハ第一工学部ト聯合ヲ希望

ス

医学部

見学

(1)教室ノ參觀、研究業績ノ説明

各教室一回三十分位トシ他ハ一

ヶ所ニテ(茶話会ヲ催スモ可)

(1)見学会(学術、教養、趣味、
慰安)

医学部

講演

- (1)現代日本医学教育組織
- (2)日本人ニヨル医学上ノ業績回顧
- (3)日本ノ医学発達史概要
- (4)日本ノ薬学ノ発達(緒方教授)
- (5)東亞ニ於ケル癩其ノ分布豫防処
置 (太田教授)
- (6)軍陣外科学ノ進歩(都築教授)
- (7)同仁会ニ就テ(宮川米次教授)
- (8)国際文化振興会ニ就テ
(横尾助教)
日本民族ニ就テ

(2)医学部本館陳列室參觀

(説明ヲ請フ事)

(3)医学部皮膚科教室陳列館參觀

(説明ヲ請フ事)

(4)伝染病研究所參觀

(各部ノ主任ニ説明ヲ請フ事)

(5)厚生省厚生科学研究所參觀

(6)愛育会又ハ産院

(7)癩療養所

(8)結核療養所

(9)癌研究所

(10)東京高等齒科医学学校

(11)製薬会社

(12)ビール会社

(13)薬用植物園(厚生省衛生試験所)
柏壁

(14)長尾糸状菌研究所

外国学生ノ会合

(1)指導委員会ノ教授、学部各学科指
導教授モ出席、一学期一回位

(2)会食

外国学生ト共ニ指導教授モ参加、

年一回

外国学生指導組織

(1)外国学生指導委員会委員

(2)当該学科指導教授

(3)其他ノ協力者(助教授、助手、副手
若干名)

(4)幹事

医学部事務室事務員一名

全学会医学部会幹事中一名

医学部関係外国学生中一名

資料二三、我妻栄より内田祥三宛書信

昭和十九年四月十九日付け

↑(1)私文書。(2)ブルーブラック・インキのペンによる手書き文書。(3)野紙(大
学ノートのページを切った紙片か)。(4)濁点に不明確のところ一ヶ所がある
が、文意にそって濁点ありと見なした。

◇内田祥三資料3-15

本日外国人学生指導委員会に御委嘱になりました件は種々懇談いたしました
ころ、問題は学部により事情を異にし、且つ実施については学部の教授会等の
意嚮を豫め聴く必要もあるやうに存せられますので、次回(五月三日の豫定)
に各委員に於「て」案を持ち寄り、然る上で委員会の意思を決定することに
いたしました。従つて決定は多少遅延いたしますが、お諒承下さるやう願ひ申
し上げます

とり敢へず御報告申し上げます、小生今晚より仙台に出張いたしますので詳細
は学生課長にお聞き下さい

四月十九日

我妻 栄

内田総長殿

資料二四、「学徒動員ニ際シ外国人留日学徒ノ取扱ニ関スル件」通牒

昭和十九年四月二十四日付け

- †(1)主に学徒動員に関する諸法令、諸達を整理した資料簿冊から本通牒を翻刻。
- (2)主に青インキ孔版手書き印刷。(3)主にB4判ざら紙を袋綴じにしたB5判簿冊、合計一六四頁。(4)東京帝大総長宛の実物の所在が確認できない。本通牒は、資料二六の外国学生指導委員会で取上げられている。

◇内田祥三資料10-20、簿冊中の三三-三四頁

学徒動員ニ際シ外国人留日学徒ノ取扱ニ関スル件

(昭和十九年四月廿四日)

発 専 一 一 四 号

曩ニ閣議決定相成タル決戦非常措置要綱ニ基キ学徒ノ動員ハ一層強化サルルコトト相成タル処右ニ関シ外国人留日学徒ノ取扱ハ十分慎重ヲ期シ留学ノ目的ヲ達成セシムル様指導スルノ要有之ニ付テハ今後相当長期ニ亘ル動員ノ場合又ハ留日学生生徒ノ修練上特ニ必要アル場合ハ一般ノ学徒動員トハ別個ニ計画ヲ樹テ之ヲ実施シ一般学徒不在ノ期間ハ補習授業、実験実習、特別講義、又ハ特別修練其ノ他補習団体等ニ於テ開催スル講習会等ノ出席等教授修練継続ノ方途ヲ講ゼラルル様御配慮相成度、若シ貴校ニ於テ右継続実施困難ノ場合ニハ本省ニ連絡ノ上数校合同シテ実施スル方法モ考慮セラルベキニ付右御含ミノ上之方指導ニ万全ヲ期セラレ度此段及通牒

追而本件実施ニ当リテハ其ノ都度本省ニ御報告相成度

* 近代日本教育制度史料編纂会『近代日本教育制度史料』第七巻、昭和三十一年、大日本雄弁会講談社、四八―四九頁、によれば各学校長宛て、専門教育局長発。

- * 同右書では、「様」は「ヤウ」である。
- * 同右書では、「修練」は「修練」である。以下二ヶ所同様。
- * 同右書では、「二」は「ノ」である。
- * 同右書では、「」は「」ではない。
- * 同右書では、「」は「」ではない。
- * 同右書では、「」は「」ではない。
- * 同右書では、「追而本件」は「追而 本件」である。

資料二五、学生生徒数（外国人学生生徒数、休学者数を含む）

昭和十九年五月一日、又は八月一日現在

†(1)冊子から抜萃。(2)黒インキ孔版タイプ印刷。(3)B4判ざら紙を袋綴じ、合計一九頁（半截一頁を含む）、ほかに目次二頁、表紙及び裏表紙。(4)冊子の表紙中央右下部に「昭和十九年九月調製」とあり、表紙右上部に「厳秘」の朱角印が押されている。この冊子は九月二十一日（木）二宮文部大臣視察の際に準備された。

◇内田祥三資料11-3及び11-6所収の冊子『東京帝国大学概況書』から、「四、学生、生徒ニ関スル調（一〇―一四頁）の「1、学生、生徒数」（一〇頁）及び付表（附）外国人学生、生徒数（一一―一二頁）と（附）学生、生徒休学状況（一三頁）の部分抜萃

四 学生、生徒ニ関スル調

1、学生生徒数

(昭和一九五一現在)

部局別	学	生	大学院学生	生徒	計	備考
法学部	一四九五 (病入一四三三)	六二八	五(入五)	人	一五〇〇	本表中
医学部	二二 (病入一七)	一四	五(入五)		二六	病八病乳休学
第一工学部	六九 (病入三三)	三七	二(入二)		九二	入八入管応召休学トス
文学部	七四二 (病入六四八)	九四	五(入五)		七九四	学生ノ入管応召ハ昭和十九年八月一日現在其
理学部	四〇 (病入二二)	二八	五(入五)		九二	他ハ全部同年五月一日現在トス
農学部	一八二 (病入一六二)	二〇	九(入九)	三(入三)	一九四	
経済学部	八九三 (病入八四六)	四七	一(入一)		八九四	現在トス
第二工学部	四七 (病入一七)	三〇			四七	
医学専				四(入四)	四	
計	三四八九 (病入三二五七)	三三二	一四七(入一四七)	七(入七)	三六四三	

* 原文では備考中「八」以外の数字は半角文字となっている。

資料二六、第六回外国学生指導委員会(学徒動員中の外国学生指導方法、

外国学生に対する見学・講演等、興亜研究会運営)

昭和十九年五月三日開会

↑(1)記事全文。(2)青インキ孔版タイプ印刷物。(3)B4判ざら紙七枚を袋綴じにしてB5判一四頁。(4)本資料中には誤記をペンで黒インキにより訂正した部分有五ヶ所あるが、単なる誤記訂正なので訂正済みのものを掲げた。本資料中の「―」の部分は原文では「―」が使われているが、翻刻に際して改めた。

◇内田祥三資料3-15

第六回外国学生指導委員会記事

昭和十九年五月三日 午後三時―五時
於 大講堂北側会議室

出席者	委員長	我妻
委員	福田(竹内委員代理)	
委員	龜山	
委員	和田	
委員	坪井	
委員	杉山(丹羽委員代理)	
委員	北山	
委員	井口	
委員	石井	
委員	進藤	
委員	大室	
委員	小西	
委員	瀬尾	
委員	吉田	
委員	丸山	

開会 午後三時一五分
議事

委員長先ツ前回審議記事印刷物ニ付要点ヲ説明シ本日ノ審議ニ入ル
一、「学徒動員中ノ外国学生指導方法」

各学部ニ於ケル之ガ対策ノ報告アリ左ノ如シ。

(一)法学部(我妻委員) 法学部デハ教授会ノ結果左ノ如ク決定シタ。

特ニ外国学生ニ対シ講義ヲ実施スルコトハ学部ノ実情上不可能デアアルカ

ラ各学生毎ニ希望スル学科目ト指導教授トヲ申出サセタル上個人的ニ指導スル教授ヲ定メ問題ヲ選ンデ書物ヲ読マセルカ又ハ研究報告書ヲ作ラセル。

(二)医学部(福田代理委員) 医学部デハ半数ハ大学院学生又ハ研究生デアツテ学部学生ガ少イカラ学徒動員ノ影響ヲ大シテ受ケナイモノト思ハレル、学部学生ハ外来診療ヲ手伝ヒ平常ノ勉強ヲ続ケルモノト考ヘラレルガ、学部トシテノ意見ハ後ニ報告シ度イ。

(別記参照)

(三)第一工学部(亀山委員) 第一工学部デハ学部学生ハ二名タケデアアルガコレハ結局教授ノ実験ノ手伝ナドヲヤラセルコトトスル。

聴講生ニ付テハ動員中ハ聴講スベキ講義ガ無クナルノタカラ実質ヲ喪失スルモノトシテソノママニスル。

ナホ勤労働員ト直接関係ナイコトデアアルガ、第一工学部デハ諸種ノ事情ニ鑑ミ今後当分ナルベク留学生ヲ来学セシメヌコトトスルノミナラズ、更ニ現ニ在学中ノモノヲモ帰国セシメタガヨクハナイカトノ意見ガ相当ニ行ハレテ居ル。

(四)文学部(和田委員) 文学部ハ学部学生ハ十四名デ、七学科ニ属シテ居ルソレデ各学科別ニ本人ノ希望ヲモ聴取シタ上講義演習等ヲ以テ適宜ニ指導シテ行ク。

(五)理学部(坪井委員) 理学部デハ学部学生ガ唯一人デアアルガ学生ハ総テ動員中モ時間ノ許ス限り研究ヲ続ケルノデアアルカラ学徒動員ニヨル影響ハ別ニナイ。

(六)農学部(杉山代理委員) 前回缺席シタカラ至急学部長ト相談ノ上報告シ度イ。(別記参照)

(七)経済学部(北山委員) 前回缺席シタカラ至急教授会ニハカツテ報告シ度イ。(別記参照)

(四)第二工学部(井口委員) 第二工学部デハ二年二名、三年二名デアアルガ第一工学部ト同ジク教授ノ手伝ヲサセルコトトシタイ。

委員長文部省専門教育局長ヨリ学徒動員ニ際シ外国人留日学徒ノ取扱ニ関スル件ノ総長宛通牒ヲ朗読ノ上総長ヨリ其ノ対策ノ審議ヲ委嘱セラレタガ本委員会ガ今議題トシテ居ルコトハ正ニコノ通牒ニ対スル答トナルカラコレヲ取纏メテ答申シタイト述ベ一同諒承。

委員長 先程ノ御報告中第一工学部ノ場合聴講生ガ聴講スル講義ガナクナツテモソレハ何トカセバナラヌノデハナイカ。

亀山委員、井口委員 工学部ノ聴講生ハ特定ノ講義ノ聴講ノタメノミニ登録スルモノデアアルカラ、講義ガナイトナレバ聴講シ得ヌトイフ外ハナイ。

和田委員 文学部ノ聴講生ハ学部学生タル資格ノナイモノニ与ヘラレタ名デアツテ全学科ノ聴講生モ存在シ得ル。従ツテカカルモノハ学部学生ニ準ジテ取扱フ。

委員長 第一工学部ノ聴講生ニ関スル特殊事情ハ了解スル。其他ノ学生生徒ノ学修ニ関スル点ハ各委員ノ御報告ニ後日改メテ御報告アル医療經三学部ノモノヲ加ヘ、コレヲ取纏メテ本委員会ノ報告トシタイ。

——一同諒承。
次ニ動員中ニ於テ外国学生ノ修練ニ関シ特別ノ処置ヲ講ズベキヤトイフ問題ガアルガコレハ後審議スル小集会ヲコノ期間中ニナルベク頻繁ニ開催シコレニ修練ノ意味ヲ含マシメルコトニスレバ可ナリト考ヘル。——一同諒承。

然ラバ右ニ点ヲ総長ニ報告スル。次ニ亀山委員ノ先程ノ意見ニツキ審議シタイ。

亀山委員 外国学生ノ取扱ニツイテハ現時ノ問題ト今後ノ問題トガアルト思フガ現在在学スル者ハ右ノ如ク取扱フトスルモ、今後暫ラクハ入

学セシメヌ方ガヨイデハナイカ、指導ガ十分ニ出来ヌトスレバ学バシメル効果モナイデハナイカ。

井口委員 同意見ダ。

坪井委員 ソレハ大学ニ於テ教育スルコトガ出来カネルカラ困ルトイフ問題デハナイト思フ。今外国人ヲ来朝サセテハ不適當ダトイフ様ナ一般のナ感情ヲ自分ハ有シテキル。彼等ハ現時日本ニ魅力ヲ感ジハシナイト思フ。

和田委員 同感デアル。当分来ナイ方ガヨイトノ実例モモツテキル。

坪井委員 来ナイ方ガ良イガ日本ニ来タ以上ハ必ズ東大ニ入レテ世話シテヤリタイ。

和田委員 留学生ノ中ニハ現下書籍ノ入手難ノタメ非常ニ不便ヲ感ジテキル者モアル。

委員長 外国人留学生ヲ呼ブコトニ付大東亞省ノ態度ハドウデアラウカ。

小西委員幹事 大東亞省デハ改組ガアリ輔導室ガ出来テ小規模ニヤルコトトナリ今勉強シテ居ル所ダトノコトデアル。

委員長 此ノ委員会トシテ留学生ヲ呼バナイ方ガヨイト云フ意見デアルナラバ大東亞省ノ出先機関アタリデムヤミニ勧誘シナイヤウニ之ヲ各機関ニ徹底サセテ置ク必要ガアル。

福田代理委員 今医学部ハ豫科軍医学校ノ実質ニアル以上其処ヘ軍医ニナラナイモノガ入ツテキルノハ実ニヤリ難イ留学生ヲ受入レズニ行キタイ位ノ氣ガスル。

亀山委員 ソノ点ハ工学部デモ同ジデアル。

杉山代理委員 農学部デハ比較的ヤリ易イノデハナイカト思フガ本人ノ致学心ガ早ク冷却スル向ガ多く、生活ノ不自由ナドモアルノデ一般ニ落着カナイ状態ニアルノハ事実デアル。

北山委員 支那人トイフモノハ環境的ノ悪イコトニ実ニ敏感ナノデ現下之

ヲ十分ニ輔導スルノハカナリ困難デアアルカラナルベク暫ラクハ来テ貰ハナイ方ガヨイト思フ。

委員長 ソレデハ各委員ノ御意見ガスベテ同ジ様デアアルカラ取纏メテ此ノ委員会ノ意見トシテ総長ニ申上ゲルコトトシタイ。即チ

第一ニ当分ノ間外国人学生ノ来朝ヲ見合ハサセル方ガ適當ト思フ。

第二ニコトヲ大東亞省ソノ他関係者ニ徹底セシメ置く必要ガアル。

第三ニシカモナホ特殊ノ事情デ来朝スル学生ハ本学ニ於テ特別ノ指導ヲスベキデアル。

二、外国人学生ニ対スル見学、講演等ノ具体案一

委員長、印刷物ニ付要点ヲ説明シタル後先ツ具体案ノ二項ヨリ始ム。

具体案ノ二、外国人学生ノ名簿ヲ作り各指導教授ニ配シ云々ハ異議ナク可決。

具体案ノ三、外国人学生ノ各学部別班ノ分ケ方ニ就イテハ異議ナク可決。

具体案ノ一、二就テハ(1)ノ大集会ノ際ノ講演ノ題目ハソノ都度考ヘテ定メルコトトシ、(2)ノ国別小集会ノ「国別」ヲヤメテ「全学的」小集会トシ、場合

ニヨリテハ国別トスルコトモ有リ得ルコトニ修正スルコトトシテ決定ナホ之ガ指導ノ点ヲ如何ニスルカガ問題トナリ亀山委員ノ提案ニヨリ学生課ノ方デ各委員ノ教授ニ適當ニ持廻ソテ行ク様ニスルコトトス。

坪井委員ヨリ集会ノ場合ハ日本語ヲ使用スルニ限ルト云フ原則ヲ立テテオク必要ガアルトノ意見アリ一同賛成。

同ジク坪井委員ヨリ学部別小集会ニ他学部ノ学生デモ希望者ガアレバ参加スルコトヲ妨ゲナイト云フコトニシテオイテハ如何トノ意見アリ可決。

右ニ依リ原案中ニ大集会小集会学部別小集会ヲ催スコトノ次ニ、「集会ニ於ケル用語ハ日本語トス」ヲ挿入シ(2)ノ「国別」ヲ削リ「全学的」ト改メ見学箇所ヲ列挙セル最後ニ「等」ノ字ヲ加ヘ(3)ノ本文ノ終リニ「学生ニソノ希望アルトキハ他学部ノ小集会ニ参加スルコトヲ妨ゲズ」ヲ挿入スルコトニ決

定。

坪井委員ヨリ集會ノ際ニ日本人学生ノ適當ナ者ハ中ニ入レルコトソノ方法ハ学生課ノ方デ学生ノ人数ト学部トヲ定メテ各学部ノ委員ヨリ人選スルコトトシタラ良イト思フ。トノ提案アリ。

結局、夫々ノ集會ノ場合ニ然ルベク、指導委員ノ責任ニ於テ、ソノ学部ヨリ日本人学生若干名ヲ参加セシムルコトアルベキヲ決定〔。〕

石井委員ヨリ永続的ナ日本人ノ学友ヲ作ツテヤルコトモ効果ガ多イノデハナイカ。ピクニツク等モヨイデハナイカ等ノ意見アリ、何レモ事業実施ニ当リ適宜ニ考慮スルコトニ決定。

三、「興亜研究会運営ノ件」

委員長原案ニ付説明ノ後各委員ヨリ大政翼賛會興亜總本部寄附金ハ出来レバ外国学生ソノモノ丈ケノタメニ費シ度ク、大学ヨリモ之ニ関スル經費（例ヘバ指導教授ノ指導ニ要スル費用）ナドハ別途支出シテ賅ヒタイトノ意見強ク主張セラレ、之ニ対シ進藤委員ヨリ訓育費ヲ適宜ニ使用スルコトハ可能デアラウガ、他ニハ現在ノ所本事業ノ為ニ出シ得ル金ハナイコトヲ説明。結局今ノトコロ興亜總本部ヨリノ經費ヲ以テ適宜運営スル他ナイデアラウガ、元來本委員会ハ前総長ガ之ニツキ相当ノ經費ヲ支出スル前提ノ下ニ設置セラレタモノデアルカラ、委員長ヨリ総長ニ対シテ其ノ経緯ヲ説明シ、本委員会ノ希望トシテ出来ルダケノ費用ヲ支出セラレルヤウ進言スルコトニ決定。

解散 午後五時二〇分

別記

右會議終了後学徒動員中ノ外国学生指導方法ニ付医、経、農各学部ヨリ左ノ通り報告アリタリ

医学部（福田代理委員）

医学部学部学生ニ対シテハ外来患者臨床実習及ヒ臨床実習ヲ実施ス。薬学

科学部学生一名ニ対シテハ平常ノ実習ヲ専ラ実施ス。大学院学生、研究生、ハ平常通りトス。

経済学部（北山委員）

経済学部ニ於テハ大学院学生以外ノ外国学生ハ希望科目ニヨリ指導教授ガ書物ヲ読マセルカ或ハ論文ヲ書カセルカ（ソノ細部ニ亙ツテハ指導教授ニ一任ス）等ノ方法ヲ取ル。

農学部（杉山代理委員）

聴講生、選科生ハ講義ガ無イカラソノママニシテオク。学部学生ノ二三年ハ身体ガ悪クテ残ル日本人ガ必ズニ、三人ハキルト思フカラソレ等ノ人達ト一緒ニシテ、先生ノ御手伝ヒラスルトカ或ハ卒業論文ノ実験ヲスルトカ等ノ方法ヲ取ル。学部学生ノ一年ハ勤勞奉仕ハ大体二箇月位ノ様子ラシイカラ、ソノ間ヲ從來ノ夏休ミノ如ク見ナシテ休マセテ置ク〔。〕

* 「昭和一九・六・五ノ我妻委員長より」とペンにより黒インキ手書きで書込みあり。

** 通牒「学徒動員ニ際シ外国人留日学徒ノ取扱ニ関スル件」は、資料二四を指す。

*** 内容から見て資料二九の原案である。

資料二七、外国学生名簿

昭和十九年五月二十日現在

†(1)名簿全文。(2)黒インキ孔版手書き印刷。鉛筆による訂正箇所があるが、訂正済みのもののみ掲げた。(3)B4判ざら紙七枚を袋綴じにしたB5判(内、表紙裏一頁白紙、人数表一枚、名簿本文五枚、但し中華民國の部の後一頁白紙のため、名簿本文九頁)。(4)資料二九の註*の部分に基づき作成されたものと見られる。『東京帝国大学一覽(昭和十七年度)』に昭和十七年十月一日

現在の「大学院学生」の一覧が掲げられているが、照合するといくぶん違いが見られる。本資料で満洲国出身者となっているものの内、同資料では関東州になっている者によりを、朝鮮出身となっている者に#を付けた。

◇内田祥三資料6-10

昭和十九年五月二十日現在
外国学生名簿
東京帝国大学学生課

* この枠は表紙の外形と文字のおおよその位置関係を示したものである。印刷物には枠は印刷されていない。
* 外国と学生の間紙が貼られている。「外国人学生」から「人」を消し「外国学生」と訂正するためであるらしい。

外国学生表

種別	学部	法	医	工	文	理	農	経	二工	計
研究生										一〇
大学院	二	三	四	三	一六	一	一〇	五	二	一三
本科生	二	二	一	九	一	五	三			一三
計	六	二	二	二	二	二	二	二	二	一〇

種別	学部	計	選科生	聴講生
中華民国		八		三
満洲		八		
泰		七		三
仏印		三		一
印度		四		
伊太利		一		一
白系露人		二	二	四
米国		二		
計		九二	二	二二

* 外国と学生の間紙が貼られている。「外国人学生」から「人」を消し「外国学生」と訂正するためであるらしい。
〔袋綴し折返し部分〕

種別	学部	計	選科生	聴講生	研究生	大学院	本科生
中華民国		五七	二	七	一〇	二〇	一八
満洲		二六		二		二	二二
泰		一					一
仏印		二		一			一
印度		一				一	
伊太利		一					一
白系露人		二		二			
米国		一					一
計		九二	二	二二	一〇	二三	四四

〔改丁綴じ代部分〕

中華民國

種別	学部	入学年月日	出身学校	氏名	生年月日	本籍及現住所	備考
理	大学院	一五		廉小湖	八二	世田谷区北沢一丁目八六 愛清路	
経	大学院	一七		朱朝仁	一一	江蘇省鎮江府揚中縣	
医	大学院	一四	一高	錢端礼	六	浙江省興寧縣	公費
計	大学院	一五			六	浙江省興寧縣	大費
計	大学院	一七			六	浙江省興寧縣	大費

医学	一六	千葉	林 藩 哲	二	福建省廈門港仔街門牌六号	公費
大学院	一六	医大	二一五	渋谷区幡ヶ谷町二ノ七四四ノ一	大東亜省	
医大	一六	浙大	三	浙江省瑞安県	公費	
研究	一六	天津工	三	津浦線高四寺七ノ九六四 緑丘アパート	教育総署	
工	一七	天津工	八	江蘇省淮安県	公費	
地講	一七	東商	四	本郷区台町二 山水館	大東亜省	
農	一七	東商	七	河北省東商王庄營	公費	
進科	一七	東商	三	渋谷区代々木西原町九二 國際フレンド会館	公費	
工	一七	東商	一〇	河北省藁城縣東関	公費	
文	一七	東商	一〇	中野区宮前通三ノ一四 櫛荘	公費	
文	一七	東商	一〇	福建省長汀県	公費	
文	一七	東商	一〇	天津市府署街任家同一〇	公費	
教育	一七	東商	一〇	小石川区堀籠町一五 明昭学寮	公費	
文	一七	東商	一〇	北京市	公費	
大学院	一七	東商	一〇	北京市	公費	

* 省名か県名が間違っている。

* 『東京帝国大学一覽(昭和十七年度)六三三頁によれば選科の獣医学科である。

(袋綴じ折返し部分)

文	一七	東京商	陳 祥 園	八	福建省長汀県	婦園中
大学院	一七	科大	烏 木 白	六二八	河北省大興県	公費
理	一七	燕京	呂 暮 昭	八	湖北省漢口市	女
理	一七	燕京	徐 国 彦	八	世田谷区鎌田町四四四 大山澄太方	婦園中
大学院	一七	東大	五二〇	広東省三水県	婦園中	
進科	一七	東大	五二〇	神田区築土代町七ノ一 キリスト青年会	公費	
農	一七	東大	五二〇	北京市内務部胡同三九	公費	
農	一七	東大	五二〇	濱橋区宮塚町一ノ四〇 義荘アパート	公費	
地講	一七	東大	五二〇	江西省会昌県	公費	
工	一七	東大	五二〇	江蘇省松江県李家二九四	公費	
土木	一七	東大	五二〇	千葉市稲毛町二丁目 陽光館	公費	
法	一七	東大	五二〇	江蘇省松江県李家二九四	公費	
大学院	一七	東大	五二〇	麻布区西町二 青竜荘	公費	
農	一七	東大	五二〇	山東省禹城縣第八区新河	公費	
農	一七	東大	五二〇	本郷区追分町一 長栄館	公費	

東京帝国大学における大東亜戦争後半期の外国人留学生受入れ状況

工	一八	山東省	常 永 茂	七	山東省濰縣市東門外常家巷三十五号	公費
地講	一八	山東省	修 来 彦	四	千葉縣松戸市宮前町一七五〇 有隣会館	公費
法	一八	山東省	修 来 彦	四	千葉縣松戸市宮前町一七五〇 有隣会館	公費
政治	一八	山東省	修 来 彦	四	千葉縣松戸市宮前町一七五〇 有隣会館	公費
政治	一八	山東省	修 来 彦	四	千葉縣松戸市宮前町一七五〇 有隣会館	公費

* この記載によれば、文学部大学院では、昭和十七年十月に女子大学院学生の入学を許可したことになり、資料二六の内容と矛盾している。しかし、庶務部庶務課公文書綴り『文部往復』昭和二〇年(日)A235の一丁以下「昭和二十年入学志願者並現在学生生徒数調ノ件」(大庶九一)号、文部省学校教育局長宛て、昭和二十年十一月二十日決裁。昭和二十年八月二十七日付け発專一一七号照会に対する回答)によれば、昭和二十年九月一日の時点で文学部大学院に在学している学生中には昭和十八年十月入学の外国人女子学生が二名おり、昭和十七年十月入学の外国人女子学生はゼロである。従って大学院学生になつたのは、昭和十八年十月の可能性が高い。

(改丁綴じ代部分)

文	一八	北京	崔 宝 瑛	五	北京市安定門内分司所胡同二二二号	婦園中
大学院	一八	北京	崔 宝 瑛	五	北京市安定門内分司所胡同二二二号	婦園中
文	一八	金陵	賈 培 之	五	南京市門外小西湖十号	公費
研究	一八	金陵	賈 培 之	五	南京市門外小西湖十号	公費
文	一八	厦門	盧 敬 亭	二	厦門市鼓浪嶼廣生脚路六九	公費
文	一八	厦門	盧 敬 亭	二	厦門市鼓浪嶼廣生脚路六九	公費
文	一八	輔仁	白 文 蘇	七	河北省河間県	公費
大学院	一八	輔仁	白 文 蘇	七	河北省河間県	公費
法	一八	中国	楊 英 武	八	天津市興業第一区五四号路集賢里五号	公費
法	一八	中国	楊 英 武	八	天津市興業第一区五四号路集賢里五号	公費
政治	一八	浪速	唐 進 倫	二	山東省平原県北杏林街村	公費
政治	一八	浪速	唐 進 倫	二	山東省平原県北杏林街村	公費
医	一八	浪速	唐 進 倫	二	山東省平原県北杏林街村	公費
工	一八	浪速	唐 進 倫	二	山東省平原県北杏林街村	公費
土木	一八	浪速	唐 進 倫	二	山東省平原県北杏林街村	公費
工	一八	浪速	唐 進 倫	二	山東省平原県北杏林街村	公費
電	一八	浪速	唐 進 倫	二	山東省平原県北杏林街村	公費

右二回ノ委員会ニ於テ審議シタル事項ニシテ頭記御諮問以外ニ巨ル点ヲ左ニ記シテ御報告致シマス。

一、外国学生指導ニ関スル具体案ニツキ兼テ審議中ノ所別紙記載ノ如キ対策ヲ決定セリ。別紙御参照下サレ度シ。

二、右具体案ノ実施ニ要スル費用ハ差当リ大政翼賛会興亜総本部ヨリ寄附ニカカル金參千六百円ヲコレニ充ツル豫定ナルモ、コノ金額ハ事業ノ経費トシテ決シテ充分ナルモノニ非ルノミナラズ、事ノ性質上本学ヨリモ相当ノ金額ヲ支出スルヲ適當トスベシ。少クモ講師、指導教授、職員等ノ為メニ要スル実費ハ本学ノ負担トスル必要アルベシ。元來前総長ハ外国学生ノ指導ノ為メニ相当ノ新豫算ヲ計上セントスル意図ヲ有セラレ本委員会ハソノ前提ノ下ニコレガ対策ヲ審議シ来リタルモノナリ。新豫算計上ノ不能トナリタル今日ニ於テ充分ノ事ヲ望ム能ハザルハ固ヨリ当然ナルモ、セメテ右ニ述ベタル程度ノ費用ハ本学ノ経費中ヨリ支出セラレンコトヲ切望スルモノナレバ事情御諒承ノ上然ルベク御配慮下サレ度シ。

昭和十九年六月一日

外国学生指導委員会委員長 我妻

栄

内田 総長 殿

* 「昭和一九・六・五ノ我妻委員長より」とペンにより黒インキ手書きで書込みあり。

** 資料二九を指す。

*** 「大日本教育会主催（文部省ヨリ照会）ノ外国人学生指導計画ニハ参加セザルコトニ返事スルコトニ委員会ニテ決定セリトノコト（十九年六月十四日）」と欄外余白に鉛筆で書込みあり。

東京帝国大学における大東亜戦争後半期の外国人留学生受入れ状況

*** 上部余白に「コ、迄ハ学部教授会ニテ連絡セルモノナリ」と鉛筆で書込みあり。

**** 資料二九を指す。

資料二九、外国学生指導具体案（答申別紙）

昭和十九年六月一日付け

①答申別紙全文（答申本文は資料二八）。②青インキ孔版タイプ印刷物。③B4判ざら紙二枚をこよりで袋綴じにしてB5判四頁。④本資料中には一ヶ所（二文字）印刷洩れをペンにより黒インキ手書きで加筆した部分があり、また同様の誤記訂正が二ヶ所あるが、単なる訂正なので加筆訂正済みのものを掲げた。

◇内田祥三資料3-13

外国学生指導具体案

一、大集会、全学的小集会、学部別小集会ヲ催スコト

集会ニ於ケル用語ハ日本語トス

(1)大集会ハ年二回、入学時及ビ卒業時ニ当リ植物園、懷徳館庭園等ニ於テ之ヲ催ス

ナルベク食事ヲ供ス

外国学生ノ全部ニトツテ有益ニシテ且興味アル題ニツキ講演ヲ行フ
ソノ斡旋ハ学生課ニ於テ之ヲ為ス

講演課題案

日本文化ノ發達及ビ其ノ特色
日本法制ノ發達及ビ其ノ特色

日本經濟ノ發達及ビ其ノ特色

日本農業ノ發達及ビ其ノ特色

日本醫學ノ發達及ビ其ノ世界的成績

日本工學ノ發達及ビ其ノ世界的成績

日本理學ノ發達及ビ其ノ世界的成績

(2) 全學的小集會ハ每学期二回之ヲ催ス

日本文化乃至日本ノ生活ヲ理解セシムルモノノ見學ヲ為シ、ソノ前ニコレニ關スル豫備知識ヲ与フル為メニ茶話會ヲ開キ講師ノ説明ヲ為ス
ソノ幹旋ハ學生課ニ於テ之ヲ為ス

見學箇所

相撲、能樂、歌舞伎、舞踊、雅樂、帝室博物館、日本民芸館(、)書道博物館、演劇博物館、愛育會、明治神宮繪畫館、遊就館(、)海軍館、毎日天文館、新聞社、六義園、後樂園、植物園、清澄公園、田無農場、圖書館、史料編纂所、新聞研究室、醫學部標本室、東京天文台、中央氣象台、伝染病研究所、航空研究所、地震研究所、鉄道博物館、通信博物館、日本赤十字社、自由学園等

(3) 学部別小集會ハ月一回之ヲ催ス

當該学部學生ノ一般的興味ヲ惹ク事項ニツキ座談會式ノ講演ヲ為ス、講師ハ當該学部教授講師等ニ限ラズ他学部教授、他ノ大學ノ教授ソノ他ニ広ク之ヲ求ムルコト

ソノ幹旋ハ當該学部指導委員教授之ヲ為シ學生課ニ於テ之ヲ補助ス。

講演課題案

當該学部指導教授ニ於テ然ルベク選択スルコト

學生ニソノ希望アルトキハ他学部ノ小集會ニ參加スルコトヲ妨ゲズ

二、外國學生名簿ヲ作成シ(前回配布書類中ノ班別氏名ハ全部ヲ網羅セス)各指導教授ニ配布スルコト。指導教授ニ於テ當該学部在學ノ外國學生全般ニツキ

特別ノ配慮ヲ怠ラザルコト。

三、各学部在學生ヲ夫々一班トナシ、文、農ノ如ク多數在學スル学部ニ於テハ更ニコレヲ適宜數班ニ分ツコト

四、興亜總本部寄附金ハ凡ソ左ノ如クコレヲ支出スルコト

大集會ノ為ニ	(原価二円)	四六円	ソノ他ノ費用ヲ加ヘテ六〇〇円
全學的小集會ノ為ニ	(原価一円)	六四円	同 右 九〇〇円
学部別小集會ノ為ニ		二〇〇円	各学部ニソノ學生數ニ応
		一人約二〇円	ジテ分配スルコト

*「昭和一九・六・五ノ我妻委員長より」とペンにより、黒インキ手書きで書込みあり。

**これによつて作成された名簿が資料二七であると思われる。

資料三〇、学部長會議(外國學生入学銓衡に關して)

昭和十九年六月六日開會

†(1)メモから抜萃。(2)鉛筆。(3)六月六日学部長會議開催予定の通知文書(庶務課長名、六月二日付け、黒インキ孔版タイプ印刷のB5判ざら紙一頁の書式を利用、ペンにより黒インキ手書きで日時を記入)の余白に記入。

◇内田祥三資料3-15

一、外國人學生ノ入学試験ニ關スル件

昨年ハ八月二願書ヲ出サセ試験ヲ九月一日ヨリ始メタ、

高等学校ヲ通ジテ來ル外國人學生(特設高等科ヲ含ム)ハ番号デクルト

外國人ナルコトガ判ラヌ

(学部長ハ知ラウト思ヘバ判ル)

東亜學校卒業生ハ如何ニスルカ

* 上部余白に次の様な鉛筆書きメモがあり、強調するように赤鉛筆で傍線が引

かかれている。

今年八高等学校ヲ通ジテ来ルモノハ一応普通学生ト同様ニスマセ又特ニ外国人学生トシテ出願シ得ル様ニスルコト

資料三一 第一回外国学生大集会パンフレット

昭和十九年六月二十一日開催

†(1)冊子。(2)青インキ孔版手書き印刷物。青鉛筆とブルーブラック・インキのペンによる手書きの修正・追加あり。(3)ほぼ18・2cm×12・7cmのざら紙の紙面両面に印刷。合計八頁。(4)本資料では、冊子の大体の形態を示すために各頁に冊子の大きさを示す線を枠として付した。

◇内田祥三資料6-10

図一に掲げた

資料三二 学部長会議(外国学生の取扱いに関して)(通知文書上メモ抜萃)

昭和十九年七月四日開会

†(1)メモから抜萃。(2)鉛筆。(3)七月四日学部長会議開催予定の通知文書(庶務課長名、六月三十日付け、黒インキ孔版タイプ印刷のB5判ざら紙一頁の書式を利用、墨、筆書きで日時を記入)の余白に記入。

◇内田祥三資料3-15

外国人学生ノ取扱ヒニ関スル件 指導委員会報告 評議会綴

* 他のいくつかの項目と併せて上部に「評議会ニ報告又ハ協議」と書かれている。

***「評議会綴」とは本資料が含まれている内田祥三資料3-15を指すと思われる。

***この部分に次の様に書かれている。

学部通則第七九条
収容豫定人員 毎学年学部長ノ申請ニヨリ
総長之ヲ定ム

資料三三 評議会(勤労働員に伴う外国学生の取扱いに関して)

昭和十九年七月十一日開会

ア記事要旨(抜萃)

†(1)記事要旨から抜萃。(2)黒インキ孔版タイプ印刷物。(3)B4判ざら紙二枚を袋綴じ、B5判四頁。

◇内田祥三資料3-15

一、其ノ他

左ノ件ニツキ報告アリ

イ、〔省略〕

ロ、〔省略〕

ハ、勤労働員ニ伴フ外国学生ノ取扱ニ関スル件

ニ、〔省略〕

イ 議題用紙上メモ抜萃

†(1)メモから抜萃。(2)鉛筆。(3)七月十一日評議会の議題用紙(B5判ざら紙一頁に黒インキで孔版タイプ印刷)の「一、其ノ他」の項目中の余白に書かれている。

◇内田祥三資料3-15

(二頁)

昭和十九年六月二十一日
 第一回外国学生大集会
 於 東京帝國大学
 附屬植物園

(三頁)

出席者
 〔内田總長〕 我妻教授 〔文〕
 龜山教授 〔文〕
 時枝教授 〔文〕
 海後助教授 〔文〕
 坪井教授 〔理〕
 小野教授 〔文〕
 石井庶務課長
 大室学生課長
 小西学生主事
 川田学生主事
 竹腰学生主事

(五頁)

佟来虞 法学部聴講生 中華民國
 姚 璋 医学部研究生
 錢 寒山
 徐允驛 工学部聴講生
 高木白 文学部大学院
 呂 慕昭
 温知新 文学部研究生
 盧敬亭
 金龍淵 文学部東洋史一年
 楊玉林 文学部教育二年
 徐国憲 理、大学院

(七頁)

龐広達 文学部英文科三年 滿洲國
 曹長茂 一年
 祝士紳 文学部哲學一年
 崔鎮華 農学部農經三年
 李維民 經濟学部經濟三年
 金源弼 医学部医学一年
 吳文孟 文学部言語學三年 仏印
 ラマナス 農学部大学院 印度
 范春銀 經濟学部聴講生 仏印
 るふるキー
 イワン 籍人 白糸

(二頁)

会次第
 一、参集
 二、国民儀礼
 三、開会
 四、外国学生指導委員長訓示〔挨拶〕
 五、外国学生代表挨拶
 六、講話
 七、会食
 八、懇談
 九、閉会
 十、解散

(四頁)

瀨尾学生主事補
 高松学生主事補
 西尾学生主事補

(六頁)

〔孟憲泰 工学部土木一年 〃〕
 黃晋禧 文学部教育一年 中華民國
 張鶴宇 農学部大学院
 周鳳昌 農学部遠科
 王大渠 農学部農經一年
 易富久 經濟学部聴講生
 劉永森 經濟学部大学院
 洪学優 經濟学部商業一年
 吳 珮 法学部大学院
 博 定 医学部医学二年 滿洲國
 于湖海 医学部薬学二年 〃

(八頁)

トヨウラ 經濟学部聴講生 白糸
 ニコロ 籍人
 タツサン 文学部教育三年 伊太利

二頁目*はペンによりブルーブラックインキ手書きで書き足されている。
 三頁目*は青鉛筆により書き足されている。
 三頁目*以下各教授・助教役名の下の部局名とその丸括弧はペンによりブルーブラック・インキ手書きで書き足されている。

二頁目*は「竹腰学生主事」はペンによりブルーブラック・インキ手書きで書き足されている。
 五頁目*はペンによりブルーブラック・インキ手書きで書き足されている。原資料には「口憲」とあるが、資料二一、二七により「國憲」の略であるとわかる。
 六頁目*はペンによりブルーブラック・インキ手書きで書き足されている。

図1 第一回外国学生大集会パンフレット (資料31)

(2) 外国学生ノ取扱ヒニ関スル件 指導委員会報告 評議會綴

資料三四：昭和十九年十月特別銓衡によって入学させ得る外国学生ノ收容可能數

昭和十九年七月現在

†(1)を資料。(2)タイプ打ち。(3)B4判見開き茶系統色囲い付半透明用紙を袋綴じにしてB5判二頁。右脇下に「東京帝国大学」と縦書きで印刷あり。表は、袋綴じを考慮せず、見開き状態で作成されている。(4)*のメモにより昭和十九年七月現在のものとわかる。

◇内田祥三資料6-10

本年十月特別銓衡ニヨリ入学セシメ得ヘキ外国学生收容可能員數及学科範圍

学部	学科	種別	理							文	一工	医	法	備考
			農学科	人類	地理	鉱物	植物	動物	数学					
	電気工学科											415		
	石油工学科(製油専修)											516	1	
												10		
												516	112	
														現在ノ聴講生一名ヲ大学院学生トシテ收容シタキ見込 總計十五名ノ見込 大学院学生以下二閣シテハ其ノ都度協議ス

東京帝国大学における大東亞戦争後半期の外国人留学生受入れ状況

二工		経		農									
冶金学科	応用化学科	建築工学科	電気工学科	機械工学科	土木工学科	農業土木学科	農業経済学科	水産学科	獣医学科	林産学専修	林学科	林業学専修	農芸化学科
1	1	1	1	1	1	7	1	3	2	1	1		
						15	1	3	1	2	1	1	1
						15							

*ペンにより黒インキ手書きで「昭和十九年七月」と書込まれている。

資料三五： 中華民国人三名、法学部大学院入学許可

昭和十九年九月

◇「東京大学百年史」部局史一、法学部、二四八頁、昭和十九年九月の項。

中華民国人三名、学力検定試験を経て大学院入学許可。

資料三六： 入学許可者

昭和十九年十月

ア 法学部

†(1)公文書。(2)本紙はタイプ打ち文書、別紙は黒インキ孔版タイプ印刷。(3)本紙は、「海軍部」と上部に横書き下線付きで茶系統色で印刷されたB5判半透明用紙一頁。別紙はB5判ざら紙一頁。(4)以下学部順は簿冊丁順。

◇『諸向学内関係』昭和十九年、庶務部庶務課公文書綴りC76(二四三—二四四) 四丁

昭和十九年十月二日

東京帝国大学 法学部 印

東京帝国大学庶務課 御中

本年十月一日ヲ以テ入学許可セラルベキ法学士並特別取扱ニ依ル外国人学生別紙ノ通りニ有之候間此段及通知候也

〔別紙〕

十月一日ヲ以テ許可セラルベキ法学士並特別取扱ニヨル外国人学生入学者氏名左ノ如シ

昭和十九年十月一日

東京帝国大学 法学部

法律 学科

政治 学科

法独 小原 雄策 東京

北平 修 来 宸 中華

都立 祝 士 紳 満洲

▼本紙右上部に「庶務課長[㊟]〔石井〕、事務官[㊟]〔伊藤〕」
▼本紙右下部に「[㊟]〔小林吟 吟重郎〕、[㊟]〔腰高〕」
▼本紙右下部に庶務課受付印〔昭和十九年十月二日、庶第一四〇二号〕
▼本紙左上部に鉛筆で「学内へ」とあるが、それは公文書綴り『諸向学内関係』作成のためのメモであろう。

イ 理学部

†(1)公文書。(2)青インキ・タイプ打ち文書。(3)「海軍部」と上部に横書き下線付きで茶系統色に印刷されたB5判半透明用紙一頁。

◇『諸向学内関係』昭和十九年、庶務部庶務課公文書綴りC76(二四五丁)

昭和十九年九月十三日

東京帝国大学 理理学部長 印

庶務 課 長 殿

外国人ノ学部学生入学ノ件

特別銓衡ニ依ル外国人ノ入学志願者ノ内左記ノ者入学ヲ許可致候ニ付此段及通知候也

記

鉱物学科 中華民國人 易 止 信

*この文書では「学」の字がすべて「季」の字で打たれているが、ここでは、「学」と翻刻した。このような文書は他にも見られるので、活字が不足していたためではないかと、想像される。

▼右上部に「総長[㊟](内田)／庶務課長[㊟](石井)、事務官[㊟](伊藤)」

▼右脇下部に「[㊟](小林吟〔吟重郎〕)、[㊟](腰高)」

▼右下部に庶務課受付印(昭和十九年九月 日、日付は製本のため読み取り不能、庶第 号、番号は製本のため読み取り不能)

ウ 農学部

↑(1)公文書。(2)手書き文書。ボールペン手書きの黒カーボン紙による複写物であると思われる。宛名等は肉筆で書込まれている。(3)B4判見開き野紙を袋綴じにして二頁。各頁茶系統色一二行罫、柱(折返し部分)に「東京帝国大学」と縦書きで印刷あり。黒カーボン紙による複写に宛名等が肉筆で書込まれている。

◇「諸向学内関係」(昭和十九年、庶務部庶務課公文書綴りC76)二四六丁

農学部 大第八〇六号ノ一

昭和十九年十月 四日

東京帝国大学農学部長[㊟]

東京帝国大学庶務課長殿

外国人学生ニ関スル件

本学部標記入学出願者左記ノ通決定致候ニ付及報告候也

記 東京帝国大学農学部

出願者氏名 志望学科 摘要
林 景 東 農業経済学科 十月一日ヲ以テ入学許可ス

東京帝国大学における大東亜戦争後半期の外国人留学生受入れ状況

陳 耕 農 学 科 入学不許可

勢 米 祖 同 上 右 上

葉 祿 孫 同 上 右 上

趙 煥 祥 獸 医 学 科 上 右 上

孔 繁 理 大 学 院 上 右 上

▽上部に東京帝国大学農学部の割り印あり

▼右上部に「供関／庶務課長[㊟](石井)、事務官[㊟](伊藤)」

▼右下部に「[㊟](小林吟〔吟重郎〕)、[㊟](腰高)」

▼右下部に庶務課受付印(昭和十九年十月四日、庶第一四〇二号)

エ 経済学部

↑(1)公文書。(2)黒インキ孔版手書き印刷。(3)B5判ざら紙一頁。

◇「諸向学内関係」(昭和十九年、庶務部庶務課公文書綴りC76)二四八丁

東京帝国大学経済学部

外国人学生第二次⁽²⁾詮衡試験ニ合格セル者ノ氏名左ノ如シ

経済学科 鄧 顕 光

▼右上部に「供関／庶務課長[㊟](石井)、事務官[㊟](伊藤)」

▼右下部に「[㊟](小林吟〔吟重郎〕)、[㊟](腰高)」

▼右下部に庶務課受付印(昭和十九年十月二日、庶第一四〇二号)

オ 文学部

↑(1)公文書。(2)黒ボールペン手書き文書。(3)B5判茶系統色罫付半透明用紙

一頁。右脇下部に「東京帝国大学文学部」と縦書きで印刷あり。下部に「(四) 18. 1. 5. 000」と横書きで印刷されている。

◇諸向学内関係(昭和十九年、庶務部庶務課公文書綴りC76)二五〇丁
昭和十九年十月一日
東京帝国大学文学部長 戸田貞三圓

東京帝国大学庶務課長殿

外国人学生入学許可 通知ノ件
定員外学生トシテ教育学科ニ入学許可致候間此段及
御報告候也
昭和十九年十月一日附

本籍 中華民國 湖北省漢陽縣
現住所 東京都杉並区高円寺七丁目九六四番地 緑丘アパート

入学希望学科(第一志望) 教育学科
昭和十三年七月国立武漢大学教育学系二年卒業
昭和十九年九月早稲田大学専ら政経科卒業
氏名 陳 良 才

大正五年二月二十八日生

- ▼右上部に割り印あり
- ▼右上部に「供閱/庶務課長(石井)、事務官(伊藤)」
- ▼右下部に「(小林吟「吟重郎」) (腰高)」
- ▼右下部に庶務課受付印「昭和十九年十月 日、日付は製本のため読み取れない。文書番号は前後の文書などから庶第一四〇二号と推定される」

資料三七 学部長会議(外国学生ノ反満抗日運動に關して)
昭和十九年十一月七日開会

ア通知文書上メモ抜萃
イ(1)メモから抜萃。(2)鉛筆。(3)十一月七日学部長会議開催予定の通知文書(庶務課長名、十一月五日付け、黒インキ孔版タイプ印刷のB5判ざら紙一頁の書式を利用、ペンによりフルトブラック・インキ手書きで日時を記入)の余白に記入。
◇内田祥三資料3-16

二、外国留学生ノ思想問題ニ關スル件

イ 議事メモ抜萃
↑(1)メモ「昭和一九年一月七日学部長会議」から抜萃。(2)鉛筆書き。(3)左脇下に「東京帝国大学」と縦書きで印刷された野紙(左下部に「溢B5. 12」)と横書きで印刷されている。野紙は黄系統色である。二頁。
◇内田祥三資料3-16

二、外国留学生ノ思想問題ニ關スル件

大室学生主事ヨリ、昨年十一月頃ヨリ憲兵方中国ノ留学生ノ反満抗日運動ニ手ヲツケ本年五月中十一名ヲ検挙、内三名本学関係 經大学院朱朝仁(一高ヨリ経済学部ニ入学卒業后大学院ニ入り本年満期在籍セズ)、農、化学大学院郭某(中国ノ大学卒、本学大学院ニ入り満期在籍セズ)、農、化学昨年十月一高特設高等科ヨリ入学セル齊修、一高特設高等科ヲ中心トシテ同学会ト云フモノアリ一高デハ之ヲ自治的ニ認メテ居ル会ナルガコレハ反満抗日ノ団体ニテ左翼文献ヲモ有シ居リ、留学生帰国後重慶ニ入レルモノ一〇〇名、中国共産党ニ赴ケルモノ五〇名程アル見込

ナリ、以上司法省思想部宮崎検事ヨリ聞キタルコトニテ検事ノ意向ハ右ハ起訴シ得ルモノナレトモ情勢ヲ考慮シ放還スルコト、セリ学校ニテモ何等処分ヲ為サズ充分ニ指導サレタシトノコトナリシト、尚一高特設高等科ニ在学中檢挙サレシモノ三名既ニ放還サレシモ何レモ本学ヘノ志望者(土木一、農一、理一)ナリ等ヲ報告シ、内田ヨリコレハ外国留学生指導委員会ニ考ヘテ實フコト、シ明日ノ會議ニ附サル、コト、ナリ居ル旨ヲ報告ス

資料三八、昭和十九年十月入学外国学生表

昭和十九年十一月八日現在

†(1)一覽表。(2)青インキ孔版手書き印刷物。(3)B4判ざら紙二枚を袋綴じにしてB5判四頁。

◇内田祥三資料6-10

昭和十九年十月入学外国学生表

学部学生		十六名		(普通銓衡 十名)		(特別銓衡 六名)	
学部	氏名	国籍	原籍	出身校	銓衡種類	備考	
法学部	王福田	華	河北省天津東大沽	東亜学校	普通銓衡		
法学部	祝士紳	滿	新京西三道街五八ノ七	都立高等学校	特別銓衡(一回)	本学文学部	
医学部	修来震	華	山東省蓬萊県	国立北平大学法商学院経済系	特別銓衡(一回)	本学法学部	
医学部	袁香延	華	河北省宝坻県	東亜学校	普通銓衡		
文学部	王鳳鳴	華	江蘇省江都縣楊州仙女廟	第一高等学校	普通銓衡		
文学部	郭永田	滿	關東州金州聖廟街	東亜学校	普通銓衡		
文学部	王振環	華	河北省新成県	東亜学校	普通銓衡		

東京帝国大学における大東亞戦争後半期の外国人留学生受入れ状況

学部		氏名		国籍	原籍	出身校	銓衡種類	備考
理学部	陳良才	華	湖北省漢口市第四区			早稲田大学専門部政経科	特別銓衡(一回)	
農学部	易止信	華	江蘇省南匯県					
農学部	關承宗	華	天津市第六区漢口路			東亜学校	普通銓衡	

学部		氏名		国籍	原籍	出身校	銓衡種類	備考
農学部	張錦	華	山東省平陰城内大隅官南			東亜学校	普通銓衡	
農学部	林景東	華	福建省晉江県港口郷			第一高等学校	特別銓衡(一回)	
農学部	招慶祥	華	広東省順徳県			東亜学校	普通銓衡	
農学部	林傑	華	福建省惠安県下厝郷			第一高等学校		
農学部	郭顯光	華	広西省蒙明県			日本大学政治科専攻班	特別銓衡(一回)	
農学部	邢兆祥	華	天津市			東亜学校	普通銓衡	

学部		氏名		国籍	原籍	出身校	銓衡種類	備考
法学部	楊英武	華	天津市興亜第一区五四号			中国大学	特別銓衡(一回)	本学法学部助産生
法学部	石若水	華	河南省封邱県東大街			政法大学		
法学部	李鏘	華	天津興亜二区四七号			政法大学		
法学部	朱蔚然	華	上海市黄河路協和里			政法大学		

(改訂版)代部分

学部		氏名		国籍	原籍	出身校	銓衡種類	備考
文学部	ニコラ・タツサン	伊太利	トリノ市ツルドコ町三二			カブル高等学校		十九年九月文学部教育学科卒業
文学部	盧敬亭	華	福建省廈門市			廈門大学		本学文学部助産生

* 「吉田氏書」と鉛筆で書込みあり。

** 以下の「○」及び「×」はペンにより赤インキで記入されている。

*** ブルーブラック・インキを使用しペンによる次のような書込みがある。

学生課―思想、生活指導、教養、厚生ニ関スル事務、

動員課―勤労働員、学徒隊運営、体練ニ関スル事務、

資料四〇・入学許可者関係（農学部）

昭和二十年四月一日付け

ア 第一次銓衡試験合格証明書捺印依頼（控え）

昭和二十年四月十九日付け

†(1)公文書。(2)手書き文書。ボールペン手書きの黒カーボン紙による複写物であると思われる。(3)「淵田忠國」と上部に横書き下線付きで茶系統色に印刷されたB5判半透明用紙一頁。

◇「文部往復」(昭和二十年□)、庶務部庶務課公文書綴りA234、東京大学史史料室保管)二〇九丁

昭和二十年四月十九日

東京帝国大学学生課長

大室貞一郎 囀

外国人学生指導委員長

我妻 栄殿

留日学生学部入学志願ニ関スル件

首題ノ件ニ関シ農学部選科生（獣医学科）趙煥祥 二係ル第一次銓衡試験ハ昭和十九年九月施行ノ同試験ヲ以テ代行セシメ度ク依テ農学部長宛同試験合格証明書別紙ノ通り御送付申上候間御諒承ノ上御捺印被下度御依頼申上候

追而御処理済ミノ上ハ御手数致乍当課宛御回送相煩度候

* 「別紙」は資料イを指す。

▽右上部に「処理済」の印あり。この印には日付欄があるが、空欄。

▽左上部に「控」の朱角印あり。

イ 第一次外国学生入学銓衡試験合格証明書（控え）

昭和二十年四月十九日付け

†(1)公文書。(2)手書き文書。ボールペン手書きの黒カーボン紙による複写物であると思われる。(3)「淵田忠國」と上部に横書き下線付きで茶系統色に印刷されたB5判半透明用紙一頁。(4)本資料は、資料ウ及び資料アの別紙である。

◇「文部往復」(昭和二十年□)、庶務部庶務課公文書綴りA234、東京大学史史料室保管)二一〇丁

第一次外国学生入学銓衡試験合格証明書

昭和十七年四月入学

農学部選科生

趙 煥 祥

右ノ者昭和十九年九月施行ノ第一次入学銓衡試験ニ合格シタリ 依テ此処ニ之ヲ証明ス

昭和二十年四月十九日

外国学生指導委員長

▽右上部に「処理済」の印あり。この印には日付欄があるが、空欄。
▽左上部に「控」の朱角印あり。

ウ 第一次銓衡試験を前年九月施行の試験で代行させる事に関する依頼（控え）

昭和二十年四月十九日付け

↑(1)公文書。(2)手書き文書。ボールペン手書きの黒カーボン紙による複写物であると思われる。(3)「海軍軍医大校」と上部に横書き下線付きで茶系統色に印刷されたB5判半透明用紙一頁。

◇「文部往復（昭和二十年（一）、庶務部庶務課公文書綴りA 234、東京大学史史料室保管）二〇八丁

昭和二十年四月十九日

東京帝国大学学生課長大室貞一郎 囀

農学部長

田中 丑雄 殿

留日学生学部入学志願ニ関スル件

首題ノ件ニ関シ貴学部選科生（獣医学科）趙煥祥ニ係ル第一次銓衡試験ハ昭和十九年九月施行ノ同試験ヲ以テ代行セシメ度ク依テ同試験合格証明書別紙ノ通り御送付申上候間御諒承ノ上可然御取計相煩度御依頼申上候

* 「別紙」は資料イを指す。

▽右上部に「処理済」の印あり。この印には日付欄があるが、空欄。

▽左上部に「控」の朱角印あり。

エ 四月一日付けを以て入学許可決定の報告

昭和二十年五月十五日付け

↑(1)公文書。(2)手書き文書。ボールペン手書きの黒カーボン紙による複写物であると思われる。(3)B4判見開き半透明野紙を袋綴じにして二頁。各頁茶系

統色一二行野、柱（折返し部分）に「東京帝国大学」と印刷あり。

◇「文部往復（昭和二十年（一）、庶務部庶務課公文書綴りA 234、東京大学史史料室保管）二〇七丁

農学 大第二二五号ノ一

昭和二十年五月十五日

東京帝国大学農学部長 囀

東京帝国大学庶務課長

外国人学生入学許可報告ノ件

左記外国人学生四月一日付ヲ以テ入学許可決定ニ付及報告候也

記

趙煥祥 獣医学科

▽上部に農学部の割り印あり。

▼右上部に「供関／庶務課長①（石井）、事務官②（伊藤）／学生課長③（大室）、学生主事④（斯波）」

▼右下部に「⑤（小林吟「吟重郎」）」

▼右下部に庶務課受付印（昭和二十年五月、製本のため日付は読み取れない、庶第五七三号）

資料四一、法学部における外国人学生の授業

昭和二十年五月

◇「東京大学百年史」部局史一、法学部、二二五〇頁、昭和二十年五月の項。この資料に限り（一）は原文中に使われている記号である。

特別学生三〇名を選抜し、三日、学部長よりその趣旨を訓示、学生中法律・政治両学科各一名を幹事に指名し学部との連絡に当たらせる。〔註〕特別学生とは、勤労働員から特に除外して学業に専心せしめる目的をもって設けられたものであり、その選抜には、憲法および民法の試験を行い出身高等学校長の内申書も参考にした。特別学生に対しては三年の学科課程を二年に集約することとし、五月より十一月までを第一期として時間割を編成した。在学中の外国人学生二名および大学院学生にして指導教官の許可する者にもこれを聴議せしめることとした。

資料四二 評議会(学生休学)(記事要旨抜萃)

昭和二十年五月二十九日開会
 †(1)記事要旨から抜萃。(2)青インキ孔版手書き印刷物。(3)B4判ざら紙一枚半を袋綴じにしてB5判、三頁。

◇内田祥三資料3-17

一、学生休学ノ件

戸田(貞三)氏(文学部長)ヨリ左記学生ノ休学理由(国内事情ニヨリ滞在不能トナリタル為)ニツキ説明アリ、本学年ノ終迄休学ノ件承認可決ス

記

昭和十八年十月入学

文学部東洋史学科学生 中華民國人 金 麓 溍

資料四三 評議会(大学院学生休学)(記事要旨抜萃)

昭和二十年六月二十六日開会
 †(1)記事要旨から抜萃。(2)青インキ孔版手書き印刷物。(3)B4判ざら紙一枚半を袋綴じにしてB5判、三頁。

◇内田祥三資料3-17

二、大学院学生休学ノ件

南原(繁)氏(法学部長)ヨリ左記学生ノ休学理由(刻下ノ情勢ニ鑑ミ帰国ノ為)ニツキ説明アリ、帰国期間中休学ノコトニ可決ス

記

昭和十九年十月入学 中華民國人 楊 英 武

資料四四 学生生徒数(外国人学生生徒数、休学者数を含む)

昭和二十年九月一日、又は十一月十五日現在
 †(1)冊子から抜萃。(2)青インキ孔版印刷物(手書き部分とタイプ部分がある)、翻刻部分は全て孔版手書き印刷部分である。(3)B4判ざら紙を袋綴じにしてB5判、合計一二頁(半截一枚を含む)、他に目次二頁、表紙及び裏表紙、(4)「昭和二十年十一月調製」とあり、その右上部に「關」の朱角印が押されている。十一月十九日(月)の前田文部大臣視察の際に準備された。

◇内田祥三資料11-6所収の冊子『東京帝国大学概況書』から、一四、学生、生徒ニ関スル調(六一〇頁)の「一、学生、生徒数(六頁)及び付表(一附)外国人学生、生徒数(七八頁)と(附)学生、生徒休学状況(九頁)の部分」を抜萃

四、学生、生徒ニ関スル調

(昭和二〇、九、一現在)

学部	学 生		生徒	選科生	聴講生	研究生	計
	大学院	本科					
法学部	五人	一、八七九人	人	人	一人	人	一、九三三 人
医学部	二九	八四九		一七		一九	九二四
第一工学部	七二	一、九九五			一		二、〇〇二

学部	大学院		生	徒	選科生	聴講生	研究生	計
	本	科						
農学部	印中	滿	一三	一六				二五
理学部	中	滿	一	二			中	五
文学部	伊中	滿	一八	四六		滿	中	二七
第一工学部	泰中	滿	一一	二二				二七
医学部	中	滿	三	三一			中	五
法学部	中	滿	四一	一四		滿	中	一八
学部	印中	滿	一三	一六				二五
計								

(袋綴し折返し部分)

(附) 外国人学生生徒数 (昭和二〇、二一、一五現在)

計	専門部	附屬医学	第二工学部	経済学部	農学部	理学部	文学部
五〇四			三五	一八	五一	一〇三	一四五
一一、二五三			一、七〇五	一、七四二	九二二	六八七	一、四五〇
三八七	三八七						
二八				二二	五	四	
八						六	
四三						一六	八
一三、一三三	三八七		一、七四〇	一、七六二	九六八	八二六	一、六〇三

農学部	理学部	文学部	第一工学部	医学部	法学部	部別	計	備考
二二二	五八	一、二〇九	六二	一六	二、三六九	学生	二、三七四	
八	二九	六五	一〇	七	五人	大学院学生		
四	二			一	一人	生徒		
二二四	八九	一、二七四	八二	三四	二、三七四	計		
						備考		

(袋綴し折返し部分)

(附) 学生、生徒休学状況 (昭和二〇、九、一現在)

(余白)
備考 滿ハ滿洲國、中ハ中華民國、伊ハ伊國、泰ハ泰國、米ハ米國、印ハ印度ヲ示ス
本表ノ外ニ附屬医学専門部ニ滿洲國人二名アリ

計	第二工学部	經濟学部
印伊中滿	中	中
一泰米伊	二	中
一一一	二	中
	滿	中
	二	中
	二	中
印泰米伊	中	中
一一一一	二	中
	一六	中
	二	中
	九〇	

計	医 専	第二工学部	経済学部
五、三三二		六八	一、三二八
一三四			
一〇	三		
五、四七六	三	六八	一、三二八

* ペンにより黒インキかブルーブラックインキ手書きで記入。

(しよざわ じゅん 群馬大学教育学部講師)